石巻市

第4次障害者計画

〈令和3年度~令和8年度〉

第6期 障害福祉計画· 第2期 障害児福祉計画

〈令和3年度~令和5年度〉



石巻市 第4次障害者計画

<令和3年度~令和8年度>

第6期障害福祉計画· 第2期障害児福祉計画

<令和3年度~令和5年度>

令和3年3月 石巻市



※本計画には、音声コード(ユニボイス)と、コードの位置の認識のため、切れ込みを入れています。これは視覚障害のある方にも文字情報の提供を行うことを目的とした情報ツールで、専用のアプリケーションを使用することで、コードを読み取ることができます。

スマートフォンの画面に表示される枠内にコードが収まるよう、ピントを合わせるとコードを読み取り、音声が読み上げられます。(計画内の図や表については読み込みしておりません。) なお、機種によっては文章の読み取りに支障が出る場合がありますので、ご了承ください。

※専用のアプリケーションは、iOS版・Android版があり、無料でダウンロードできます。 詳しい使い方は、アプリケーションを起動して確認してください。



目 次

■第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	5
4. 計画の策定体制	6
5. 計画の推進体制	7
■第2章 障害のある人を取り巻く環境	9
1. 人口・世帯	10
2. 障害者手帳等の所持者数	
3. 障害児の状況(特別支援学校等の在籍者数)	18
4. 地域資源の状況	20
5. アンケート調査の概要	23
6. 石巻市女川町自立支援協議会からの意見	34
7. 障害福祉サービスの利用状況	36
8. 成果目標の達成状況	45
9. 重点事業の達成状況	49
■第3章 基本構想	53
1. 本市の障害者施策の目指す姿(基本理念)	54
2. 施策の方向性(基本目標)	55
3. 施策の体系	58
4. 重点施策	61
■第4章 施策・事業の展開	
◆基本目標1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成	64
◆基本目標2 安心して暮らすための支援体制の推進	71
◆基本目標3 児童の発達支援や療育体制の推進	
◆基本目標4 自分に合った働き方のできる環境づくりの推進	85
◆基本目標5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進	89
◆基本目標6 共に安心して暮らせるまちづくりの推進	95
■第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画	101
1. 国の基本指針の見直しについて	102
2. 令和5年度における成果目標等	105
3. 重点事業	
4. 障害福祉サービスの見込量の推計と確保の方策	
5. 障害児サービスの見込量の推計と確保の方策	
6. 地域生活支援事業の見込量の推計と確保の方策	
孝 末資料	131



■第1章 計画策定にあたって

- 1. 計画策定の趣旨
- 2. 計画の位置づけ
- 3. 計画の期間
- 4. 計画の策定体制
- 5. 計画の推進体制

◆障害のある人(障害者)の概念◆

本計画における「障害者」の概念は、障害者基本法に基づき、身体障害、 知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害のある 人で、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制 限を受ける状態にある人ととらえます。



1. 計画策定の趣旨

障害者基本法 **では、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが規定されています。 平成 25 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」といいます。)」が制定され、平成 28 年 4 月に施行されました。これらの法整備を受けて、我が国は、平成 26 年 1 月に障害者権利条約を批准しました。

また、国では障害者基本計画(第4次)において、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づき、SDGsの達成のため、障害者を含めた「誰一人取り残さない」取組を推進することとしています。

本市では、これらの条約や法令の理念を踏まえ、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的に「石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」が平成 29 年9月に制定され、平成 30 年4月に施行となりました。

石巻市第3次障害者計画では、「共に暮らし支えあう、自分らしい暮らしを描けるまちへ」を基本理念に、障害への理解の促進と支えあう市民意識を醸成し、障害のある人を取り巻く「社会環境の改善」や「福祉的支援体制の充実」を推進してきました。

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画は、サービスの提供体制の整備を推進するための計画として、障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することを目指し、拠点整備やサービスの充実に努めてきました。

本計画は、第3次障害者計画及び第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画が令和2年度末に終了を迎えることから、障害者計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体のものとして策定することとし、本市における障害者施策が目指す姿と具体的な取組を明確にし、すべての市民が障害の有無にかかわらず、地域で共に安心して暮らせる共生のまちづくりを実現していくための道筋を表すものです。

[※] **障害者基本法**:「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、障害者の自立と社会参加の支援などのための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障害者施策を総合的かつ計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とする法律。

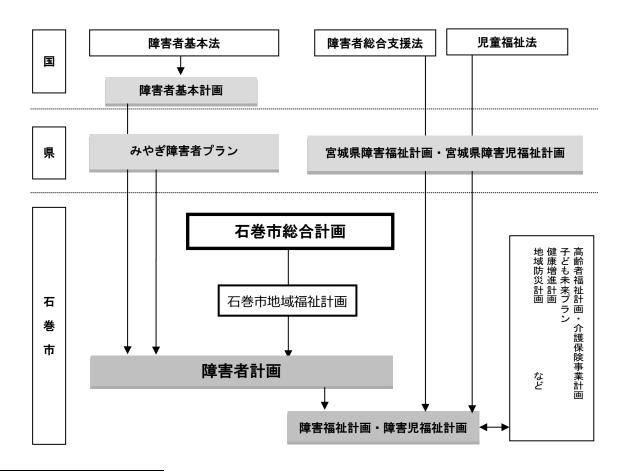


2. 計画の位置づけ

「障害者計画」は、「障害者基本法」における「市町村障害者計画」に位置づけられ、 福祉を含む幅広い分野の障害者施策に関し、基本的な考え方や方向性を定めるもので、 同法により策定が義務付けられています。

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障害者総合支援法 **第88条(市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする)、児童福祉法第33条の20第1項(市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする)に基づき、厚生労働大臣の定める基本指針に即して3年ごとに定めるものです。

また、本計画は、上位計画である「石巻市総合計画」や「石巻市地域福祉計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。



[※] **障害者総合支援法:**正式名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といい、障害のある人が安心して地域生活を送れるよう、日常生活及び社会生活を総合的に支援するための福祉サービス等を提供する仕組みを定めた法律。



3

く計画とSDGs>

障害の有無にかかわらず、地域で共に安心して暮らせる共生のまちづくりを実現するための取組は、SDGs*の17の目標(ゴール)のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」など、9つのゴールに関連します。

本計画の推進は、これらの課題解決につながっていきますので、国際機関や国の動 向をみながら、障害に関する福祉施策に取り組んでいきます。

◆本計画が目指すSDG s ゴール



^{**} SDGs(持続可能な開発目標): 国連が定めた 2030 年までの開発目標で、「誰一人取り残さない」をスローガンに、現在も、そして子どもや孫の世代も、豊かな暮らしができ、発展していけるような社会を実現するために、世界全体で取り組んでいく目標。



4

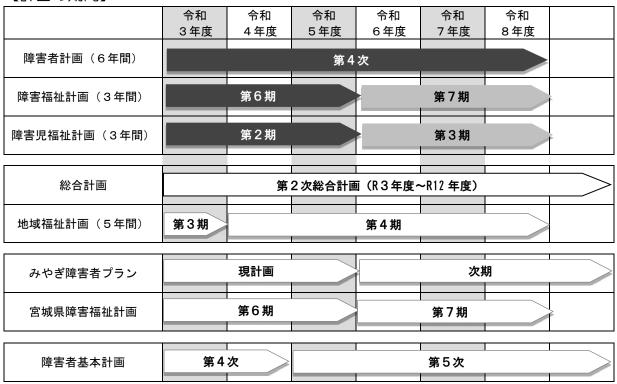
3. 計画の期間

今回策定する「石巻市第4次障害者計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とします。

また、「石巻市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」は、第4次障害者計画の前期として、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

ただし、国の障害者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行う場合があります。

【計画の期間】





4. 計画の策定体制

この計画の策定体制と各主体の役割は、以下のとおりです。

(1) 石巻市障害福祉推進委員会

障害者基本法第36条第4項に規定されている合議制の機関で、本市の障害者施策 に係る市長の諮問機関です。

障害者団体の代表や有識者、関係機関等で構成され、計画の策定や推進に関する意見や助言をいただきました。

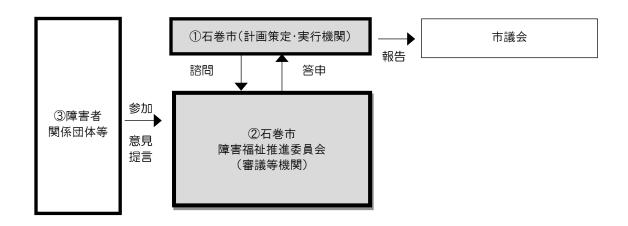
(2) 庁内検討部会

障害福祉推進委員会における円滑な協議を行うため、庁内関係部署による「障害者計画策定等検討部会」を設置し、現行計画の施策・事業の実施状況を点検・評価するとともに、計画策定に係る関連事業の調整を行いました。

(3)障害者、市民、関係団体等

この計画を推進する主体者であり、サービスの利用者です。

アンケート、ヒアリング、パブリックコメント *などを通じて、計画全般にわたって積極的な意見を発信していただきました。



[※] パブリックコメント: 行政機関が法規や計画などを定めるときに、一定の期間を定め、その間に広く市民に意見を求める手続きのこと。



5. 計画の推進体制

(1) 推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図りながら、計画を推進します。

また、本計画の確実な運営と円滑な推進を図るために、毎年度、計画の実施状況を 点検・評価します。

(2) 圏域での連携

宮城県及び石巻圏域の市町とも連携を図りながら、広域圏でのサービス提供や施設 整備についての調整を図ります。

(3) 自立支援協議会

自立支援協議会は、障害者総合支援法の規定に基づく相談支援事業のうち地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議を行うことを目的として設置される協議会です。

本市では、女川町と共同で設置し、障害者団体の代表、指定相談支援事業者、サービス事業所等の保健・医療・福祉関係者、構成市町関係各課の担当者等で構成され、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の地域においての課題やその方策等についての協議を行います。

(4) 関係機関・ボランティア団体との連携体制

この計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障害のある人が身近で役立つような情報が得られるよう、ボランティア団体 や障害者団体に情報交換や協力を求めながら、計画の推進を図ります。

(5)計画の普及・啓発

この計画について、計画書のほか、概要版や市報、市ホームページ、パンフレット 等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

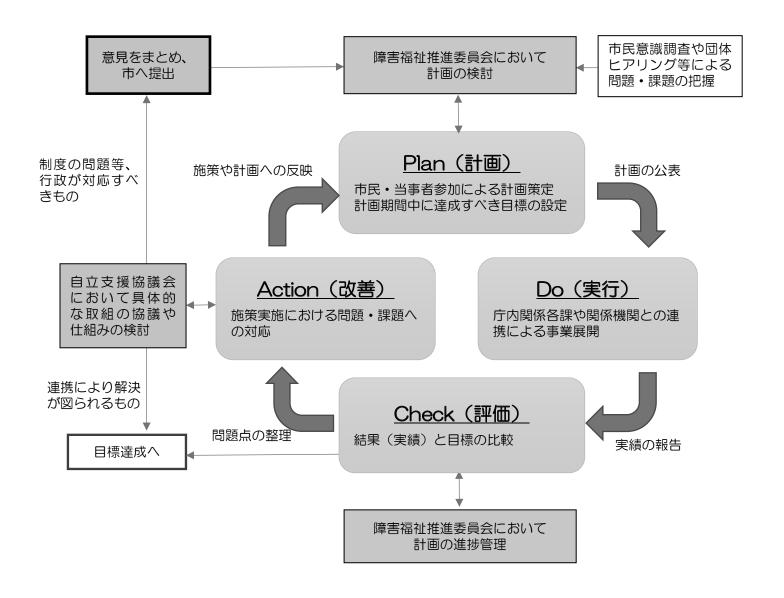


(6) PDCA サイクルによる進捗管理

この計画の実現に向けて、計画の進捗状況を石巻市障害福祉推進委員会において把握し、毎年度、点検・評価を実施していきます。

具体的には、図のような PDCA サイクルに基づいて、計画内容と実際の利用状況、整備状況などを点検・評価し、かい離がある場合には問題点や課題の検討を行っていきます。

また、大きな修正・変更が必要と認められた場合には、計画の中間年を目安として 見直しを行います。





■ 第2章 障害のある人を取り巻く環境

- 1. 人口・世帯
- 2. 障害者手帳等の所持者数
- 3. 障害児の状況
- 4. 地域資源の状況
- 5. アンケート調査の概要
- 6. 石巻市女川町自立支援協議会からの意見
- 7. 障害福祉サービスの利用状況
- 8. 成果目標の達成状況
- 9. 重点事業の達成状況



1. 人口・世帯

(1)人口の状況

本市の人口は、令和2年9月末現在で141,204人です。人口は減少傾向にあり、 平成27年から令和2年の5年間で7,764人減少しています。

年齢別にみると、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)は減少し続けています。高齢者人口は増加傾向にあり、特に後期高齢者人口は、平成27年から令和2年にかけて1,782人の増加となっています。

160,000人 148,968人 147,926人 146,516人 144,823人 143,047人 141,204人 140,000人 22 917人 120,000人 22,100人 100,000人 80,000人 60,000人 87,298人 85,880人 84,182人 82,449人 81,019人 79,320人 40,000人 20,000人 17,227人 16,756人 16,284人 15,821人 15,324人 14,929人 0人 H27.9末 H28.9末 H30.9末 R1.9末 R2.9末 H29.9末 圖年少人口(0~14歳) □生産年齢人口(15~64歳) 口前期高齢者人口(65~74歳) ☑後期高齢者人口(75歳以上)

【年齢別人口の推移】

資料:住民基本台帳(各年9月末現在)



(2)世帯の状況

本市の世帯数は、令和2年9月末現在で61,840世帯となっています。世帯数は増加傾向がみられ、平成27年から令和2年にかけて1,428世帯の増加になっています。

人口が減少傾向にあり世帯数が増加していることから、1世帯当たり人員は減少傾向にあり、ひとり暮らしの増加がうかがえます。1世帯当たり人員は、平成27年の2.47人から令和2年には0.19人減少し、2.28人となっています。

100,000世帯 3.00人 90,000世帯 2.47人 2.43人 2.39人 2.36人 2.32人 2.50人 2.28人 80.000世帯 70,000世帯 61,578世帯 61,840世帯 2.00人 61,268世帯 61,348世帯 60.988世帯 60,412世帯 60.000世帯 50,000世帯 1.50人 40,000世帯 1.00人 30,000世帯 20.000世帯 0.50人 10,000世帯 金井の 0.00人 H27.9末 R2.9末 H28.9末 H29.9末 H30.9末 R1.9末

━世帯当たり人員

■■世帯数

【世帯数及び世帯当たり人員の推移】

資料:住民基本台帳(各年9月末現在)

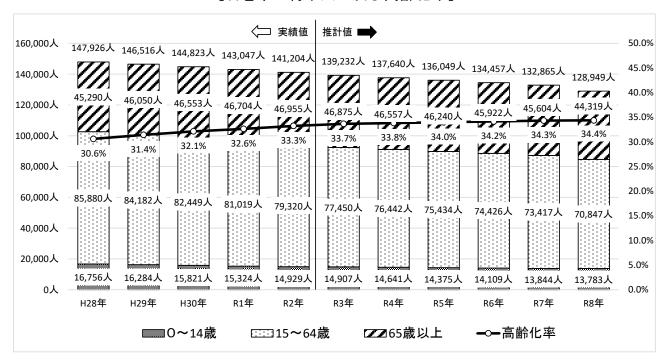


(3) 将来人口

本市の将来の総人口は、令和2年以降も緩やかに減少は続き、令和8年は128,949 人と令和2年より12,255人減になると予想されます。

年少・生産年齢人口は、総人口と同様に減少傾向が続きます。高齢者人口は令和2年まで増加傾向にあり、令和3年には減少に転換しますが、高齢化率は上昇傾向にあります。

【石巻市の将来人口及び高齢化率】



資料:平成28年~令和2年:住民基本台帳(各年9月末現在)

令和3年~令和8年:独自推計値により作成



2. 障害者手帳等の所持者数

(1)身体障害者

本市における身体障害者手帳 **所持者数は、令和元年度末現在で 5,922 人となっています。 平成 26 年度以降は、5,900 人前後で、ほぼ横ばいで推移しています。

総人口に対する割合は、平成 26 年度の 3.98%から令和元年度末には 4.14%となっており、微増しています。

令和元年度末の状況を障害等級別にみると、「1級」が2,099人で最も多く、全体の約35%を占めています。

障害の種別でみると、令和元年度で「肢体不自由」が 2,615 人と最も多く、次いで「内部障害」が 2,361 人となっており、これらの種別で全体の約 84%を占めています。

10,000人 4.50% 4.14% 4.12% 4.02% 4.01% 3.98% 3.98% 9,000人 4.00% 8,000人 3.50% 7,000人 5,979人 3.00% 5,928人 5,931人 5.966人 5,922人 5,886人 6,000人 2.50% 5.000人 2.00% 4,000人 1.50% 3,000人 1.00% 2,000人 0.50% 1,000人 0人 0.00% 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 ____2級 23級 ☑ 4級 **ШШ**5級 合瞎口人校→ 1級 ■ 6級

【身体障害者手帳所持者数及び人口に占める割合の推移】

資料:市障害福祉課(各年度末現在)

^{**} **身体障害者手帳**:身体に障害のある人が「身体障害者福祉法」に定める障害程度に該当すると認められた場合に 都道府県知事等が交付する手帳。手帳の等級は重い方から1級~6級に区分され、更に障害種別により視覚、聴 覚、音声言語、肢体不自由、内部(呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう、または直腸、小腸、免疫機能)に分けられる。

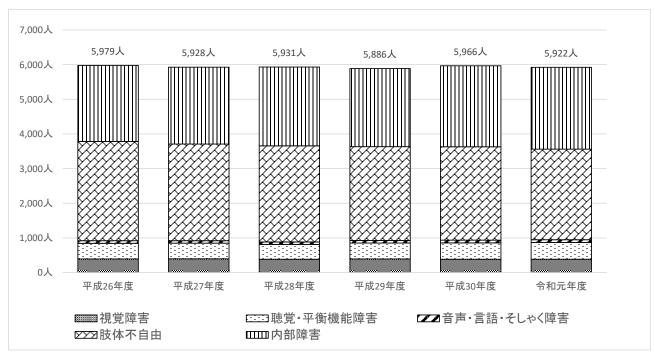


		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
所持者数	坟	5,979 人	5,928 人	5,931 人	5,886 人	5,966 人	5,922 人
(うち 18	歳未満)	76 人	76 人	72 人	74 人	72 人	67 人
対人口割	引合	3.98%	3.98%	4.01%	4.02%	4.12%	4.14%
炡	1級	2,143 人	2,111 人	2,147 人	2,129 人	2,165 人	2,099 人
級	2 級	841 人	808 人	774 人	785 人	779 人	748 人
뭹	3 級	1,007 人	983 人	1,024 人	952 人	952 人	953 人
持	4級	1,319 人	1,350 人	1,339 人	1,352 人	1,400 人	1,452 人
等級別所持者数	5 級	403 人	415 人	401 人	405 人	407 人	409 人
剱	6 級	266 人	261 人	246 人	263 人	263 人	261 人

資料:市障害福祉課(各年度末現在)

※対人口割合は住民基本台帳、各年9月末現在

【障害者種別手帳所持者の推移】



資料:市障害福祉課(各年度末現在)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
所持	者数	5,979 人	5,928 人	5,931 人	5,886 人	5,966 人	5,922 人
	視覚障害	394 人	397 人	383 人	392 人	385 人	385 人
障害	聴覚•平衡機能障害	452 人	450 人	430 人	460 人	472 人	483 人
0.5	音声・言語・そしゃく障害	72 人	71 人	72 人	74 人	77 人	78 人
障害の種別	肢体不自由	2,866 人	2,789 人	2,770 人	2,708 人	2,696 人	2,615 人
,,,	内部障害	2,195 人	2,221 人	2,276 人	2,252 人	2,336 人	2,361 人

資料:市障害福祉課(各年度末現在)

(2) 知的障害者

本市の療育手帳 **所持者数は、平成 30 年度まで増加傾向にあり、令和元年度はや や減少し、1,155 人となっています。総人口に対する割合は平成 30 年度までわずか に増加傾向で推移しています。

18 歳未満の障害児は、平成 30 年度から 37 人減少し、令和元年度は 236 人となっています。障害程度別にみると、Bが多くなっています。

2,000人 1.00% 0.91% 0.86% 1.800人 0.82% 0.81% 0.81% 0.78% 1,600人 0.80% 1,319人 1,400人 1,264人 1,222人 1,199人 1,165人 1,155人 1,200人 0.60% 1,000人 800人 0.40% 600人 400人 0.20% 200人 0.00% nλ 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 →対人口割合 **A** $\square B$

【療育手帳所持者数及び人口に占める割合の推移】

資料:市障害福祉課(各年度末現在)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
所持	持者数	1,165 人	1,222 人	1,199 人	1,264 人	1,319 人	1,155 人
(うち	5 18 歳未満)	254 人	284 人	244 人	261 人	273 人	236 人
対人	、口割合	0.78%	0.82%	0.81%	0.86%	0.91%	0.81%
障害	A(最重度·重度)	544 人	562 人	558 人	570 人	580 人	463 人
害程度	B(中度·軽度)	621 人	660 人	641 人	694 人	739 人	692 人

資料:市障害福祉課(各年度末現在) ※対人口割合は住民基本台帳、各年9月末現在

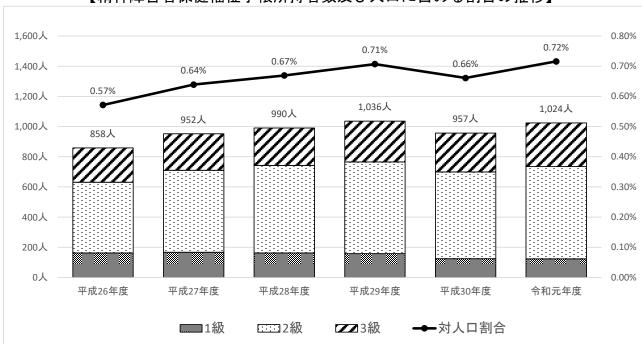
^{**} **療育手帳**: 児童相談所、または知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定された人に対して都道 府県知事等が交付する手帳。 手帳を取得することで各種のサービスが受けやすくなる。 障害の程度は、重い方からA判定、B判定と記載される。 地域によっては、手帳の名称や障害程度の区分が異なる。



(3)精神障害者

本市の精神障害者保健福祉手帳 **所持者数は、平成 29 年度まで増加傾向にあり、 平成 30 年度にはやや減少しましたが、その後ふたたび増加し令和元年度末現在で 1,024 人となっています。総人口に対する割合も増加してきており、平成 26 年度か ら5年間で 0.15 ポイント増加し、令和元年度には 0.72%となっています。

令和元年度の状況を等級別にみると、「2級」が最も多く、全体の 59.8%を占めています。



【精神障害者保健福祉手帳所持者数及び人口に占める割合の推移】

資料:市障害福祉課(各年度末現在)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
所持者数		858 人	952 人	990 人	1,036 人	957 人	1,024 人
対人口割	合	0.57%	0.64%	0.67%	0.71%	0.66%	0.72%
	1級	163 人	167 人	163 人	158 人	124 人	123 人
等級別	2級	468 人	543 人	579 人	608 人	575 人	612 人
	3級	227 人	242 人	248 人	270 人	258 人	289 人

資料:市障害福祉課(各年度末現在) ※対人口割合は住民基本台帳、各年9月末現在

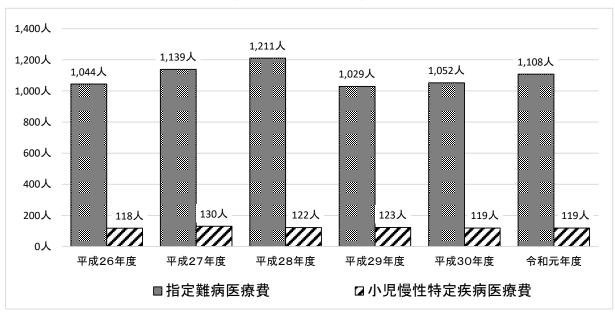
^{**} 精神障害者保健福祉手帳:精神疾患がある人が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神障害のため長期にわたり日常生活や社会生活に制約があると認められた場合に都道府県知事等が交付する手帳。手帳は2年ごとに更新が必要で、障害の程度により、重い方から1・2・3級がある。



_

(4) 難病患者

発病の原因が明確でないために治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とする国が定めた基準に該当する難病患者数は、本市では、指定難病 *医療費受給者が令和元年度 1,108 人となっています。小児慢性特定疾病 *医療費受給者は、平成 26 年度以降は 120 人前後で推移しており、令和元年度では 119 人となっています。



【指定難病・小児慢性特定疾病医療費受給者の推移】

資料:宮城県石巻保健所(各年度末現在)

[※] **小児慢性特定疾病**: 児童の健全育成を目的として、子どもの慢性疾患のうち、国が医療費助成の対象とした疾病。治療機関が長く医療費が高額となる小児がんなどの特定疾患が対象となっている。



-

^{**} **指定難病**:「難病の患者に対する医療費等に関する法律」に定められた基準に基づいて医療費助成制度の対象 としている難病。クローン病、全身性エリテマトーデス、パーキンソン病等、現在333疾病が指定されている。

3. 障害児の状況(特別支援学校等の在籍者数)

(1)特別支援学校在籍者数

令和2年度の石巻管内の県立特別支援学校の在籍児童・生徒数は以下のとおりです。

■宮城県立石巻支援学校の在籍者数

6年

計

(令和2年4月1日現在:人)

学部	学年	在籍数	学部	学年	在籍数	学部	学年	在籍数
	1年	2	中	1年	11	高	1年	29
	2年	8	学	2年	5	高等	2年	21
//\	3年	8	部	3年	6	部	3年	36
学	4年	9		計	22		計	86
部	5年	9						_

全校児童・合計生徒数151

資料:宮城県立石巻支援学校

■宮城県立支援学校女川高等学園の在籍者数

(令和2年4月1日現在:人)

		v 1- 11:		
	高 1	高 2	高 3	計
生徒数	28	21	25	74

7

43

資料: 宮城県立支援学校女川高等学園



(2)特別支援学級等在籍者数

令和2年度の市内の公立保育所における障害児通園者数、市立小学校、市立中学校 における特別支援学級在籍者数は以下のとおりです。

■公立保育所における障害児通園者数

(令和2年4月1日現在:人)

		定員	通園者数
	石巻地区	36	33
	河北地区	3	3
	雄勝地区	3	1
公立保育所	河南地区	6	3
公立体育別	桃生地区	3	2
	北上地区	3	2
	牡鹿地区	3	1
	計	57	45

資料:市子ども保育課

■市立小中学校における特別支援学級在籍者数

(令和2年4月1日現在:人)

							/ 13 1H =		. <u> </u>	,
	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中1	中 2	中 3	計
知的障害	12	13	12	8	13	11	10	15	10	104
自閉症·情緒障害	8	9	12	8	8	4	8	13	5	75
視覚障害				3	1	1			1	6
聴覚障害		1		3		1	1			6
肢体不自由			2		1		2			5
病弱•身体虚弱		2			1	2		2	1	8
計	20	25	26	22	24	19	21	30	17	204

資料:市教育総務課



4. 地域資源の状況

(1) 障害福祉サービス等提供事業所

①障害福祉サービス

石巻管内(石巻市・東松島市・女川町)の障害福祉サービス提供事業所の設置状況は、以下のとおりです。

【障害福祉サービス提供事業所の状況】

	サービスの種別	事業所数	定員
日中活動系	居宅介護	27	
サービス	重度訪問介護	18	
	同行援護	1	
	行動援護	1	
	重度障害者等包括支援	0	
	生活介護	20	469
	自立訓練(機能訓練)	0	
	自立訓練(生活訓練)	4	57
	就労移行支援	3	50
	就労継続支援A型(雇用型)	2	40
	就労継続支援B型(非雇用型)	22	534
	就労定着支援	1	
	療養介護	0	
	短期入所	11	
居住系	自立生活援助	0	
サービス	共同生活援助(グループホーム)	48	290
	施設入所支援	2	74
相談支援	計画相談支援	10	
	地域移行支援	2	
	地域定着支援	2	
障害児支援	児童発達支援	7	71
	放課後等デイサービス	17	156
	障害児相談支援	10	
	保育所等訪問支援	3	
	居宅訪問型児童発達支援	0	

資料:市障害福祉課(令和2年10月末現在)



【基準該当障害福祉サービス事業所 *の状況】

サービスの種別	事業所数
生活介護	8
自立訓練(機能訓練)	5
自立訓練(生活訓練)	3
短期入所	1

資料:市障害福祉課(令和2年10月末現在)

②地域生活支援事業

本市で地域生活支援事業を指定している事業者は、以下のとおりです。

【地域生活支援事業提供事業所の状況】

サービスの種別	事業所数
移動支援	16
日中一時支援	25
訪問入浴サービス	5
地域活動支援センター事業	6

資料:市障害福祉課(令和2年10月末現在)

(2) 障害児入所施設

県の障害児入所施設は、医療型4施設、福祉型2施設、合計6施設となります。令和2年9月末日時点の障害児入所支給決定者数は3名です。

【宮城県内の障害児入所施設】

事業所・施設名称	所在地	サービス種類名
独立行政法人国立病院機構宮城病院	亘理郡山元町	医療型障害児入所施設
仙台エコー医療療育センター	仙台市青葉区	医療型障害児入所施設
独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院	仙台市太白区	医療型障害児入所施設
社会福祉法人栗原秀峰会ステップ	栗原市	福祉型障害児入所施設
宮城県啓佑学園	仙台市泉区	福祉型障害児入所施設
宮城県立拓桃園	仙台市青葉区	医療型障害児入所施設

※ **基準該当障害福祉サービス事業所**: 指定障害福祉サービス(障害福祉サービス等を行う上で定められた基準を満たし、都道府県等が指定する事業所)よりも少し緩やかな基準を満たし、市町村が登録した事業所。



21

(3) 相談支援・地域ケア体制

①障害者相談支援事業所

障害者の自立した社会生活の実現を目的として、障害者からの相談に応じ、情報提供や必要な援助の提供を行っており、本市では4か所の相談支援事業所に委託しています。

②基幹相談支援センター

障害の種別及び各種ニーズに対応した総合的な相談や専門的な相談を行うほか、地域の相談事業所に対する専門的な指導や助言、人材育成支援など、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみを設置しています。

③石巻地域就業・生活支援センター

就職や職場適応など就業面の支援と生活習慣の形成や日常生活の管理など生活面の 支援が必要な障害者に対して、一体的かつ総合的な支援を提供しています。

4)身体障害者相談員

身体に障害のある人、又はその家族からの相談に応じ、関係機関と協力して問題解 決にあたるため、本市から委嘱されて活動しています。

⑤民生委員・児童委員、主任児童委員

心身に障害のある人や高齢者などの支援が必要な方の相談に応じるとともに、関係機関と協力して地域福祉の増進に努めるため、市内各地区の方が厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。

⑥自立支援協議会

相談支援体制をはじめとする障害者支援のシステムづくりにおいて中核的な役割を果たす協議の場です。平成 24 年度から石巻市、女川町の 2 市町で共同設置しています。



5. アンケート調査の概要

(1) 実施概要

①調査の目的

市民の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、「第4次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の策定や施策推進に役立てる目的で「障害福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

②調査の概要

○調査対象:■障害者手帳所持者等から無作為抽出 2,000 名

■石巻市内の障害福祉サービス等事業所 96 事業所

■障害者団体 11団体

〇調査期間:令和2年1月~2月(障害者手帳所持者・障害福祉サービス等事業所)

令和2年10月(障害者団体)

〇調査方法:郵送による配布・回収

〇回収状況

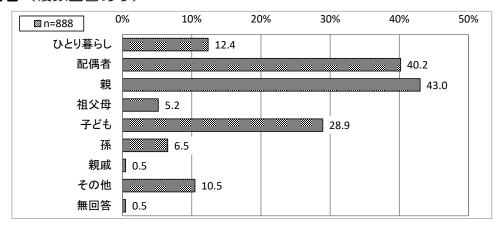
調査対象	配布数	回収数	回収率
障害者	2,000 票	977 票	48.9%
事業所	96 票	60 票	62.5%
団体	11 票	7 票	63.6%

(2) 障害福祉に関するアンケート調査結果の概要

①住まいや暮らしについて

- ●現在の住まいは、「自宅(持家)」が73.5%で最も多く、次いで「自宅(民間賃貸住宅、公営住宅、公営復興住宅等)」が17.4%となっています。
- ●現在一緒に暮らしているのは「親」が 43.0%で最も多く、次いで「配偶者」が 40.2%、「子ども」が 28.9%となっています。「ひとり暮らし」は 12.4%と1割 強を占めています。
- ●障害者(児)入所施設に入所している方に、今後の生活意向を聞いたところ、「今 のまま生活したい」が半数以上になっています。

■同居者(複数回答あり)

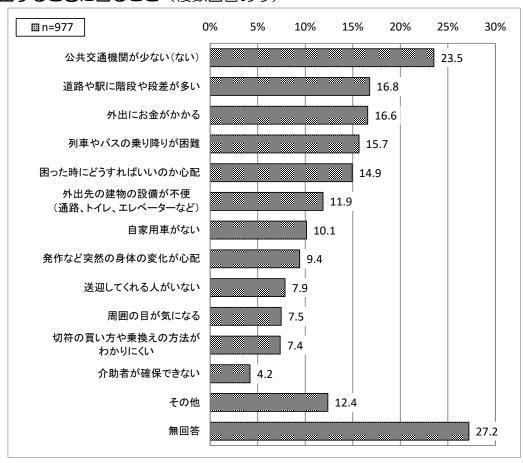




②日中活動について

- ●ふだんの日中の過ごし方としては、「自宅で過ごしている」が36.8%で最も多くなっています。次いで、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」(26.3%)、「福祉施設、作業所などに通っている(就労継続支援A型も含む。)」(12.4%)が続いています。
- ●近所の付き合いとしては、「挨拶する程度」が 35.5%で最も多くなっています。 「ほとんど付き合いはない」、「親しく付き合っている」、「立ち話をする程度」が 約2割になっています。
- ●外出する回数は、「ほぼ毎日」が半数近くで最も多くなっています。次いで、「週に2~3回くらい」が約3割となっており、両者を合わせると8割近くになります。
- ●外出するときの手助けについては、「必要ない」が最も多く 51.6%となっています。「いつも必要」が 26.2%、「時々必要」が 19.5%となっています。
- ●外出するときの介助者については、「家族・親戚(同居・別居)」が8割以上を占めています。次いで「ヘルパー・施設職員」が約3割となっています。
- ●外出するときに困ること、又は外出しない理由としては、「公共交通機関が少ない(ない)」が23.5%で最も多くなっています。次いで、「道路や駅に階段や段差が多い」(16.8%)、「外出にお金がかかる」(16.6%)、「列車やバスの乗り降りが困難」(15.7%)が続いています。

■外出するときに困ること(複数回答あり)

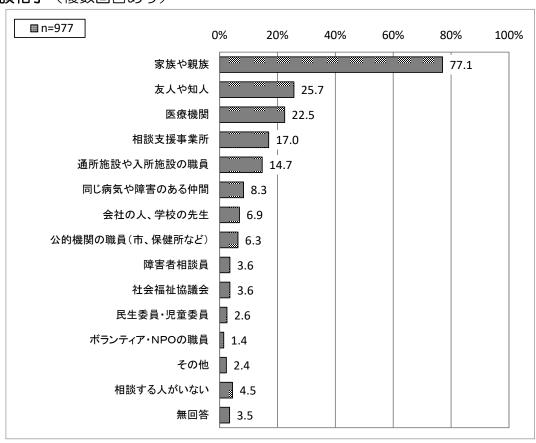




③生活の問題点や不安について

- ●ふだんの暮らしで困っていることについては、「自分の健康や体力に自信がない」 が最も多く、3人に1人の割合になっています。次いで「充分な収入が得られない」(21.8%)、「家族など介助者の健康状態が不安」(15.6%)と続いています。
- ●将来を考えたとき、特に不安に思うことは、「自分で身のまわりのことができるかどうか」が37.7%で最も多く、ほぼ同割合で「生活費の負担ができるかどうか」が36.5%で続いています。
- ●困っていることを相談する相手としては、「家族や親族」が77.1%と8割近くを 占めています。次いで「友人や知人」(25.7%)、「医療機関」(22.5%)が続いて います。
- ●相談しやすい体制については、「ある程度整っていると思う」が49.3%で最も多くなっています。「十分整っていると思う」(10.8%)を合わせると6割が『整っている』との評価になっています。『整っていない』は32.0%となっています。
- ●相談しやすい体制が整っていないと思う理由については、「どこに相談したらいいかわからない」が62.8%で最も多くなっています。次いで「近所に相談する場所がない」が22.4%、「相談する場所まで行くのが大変」と「夜間や休日に相談する場所がない」がともに19.2%となっています。

■相談相手(複数回答あり)

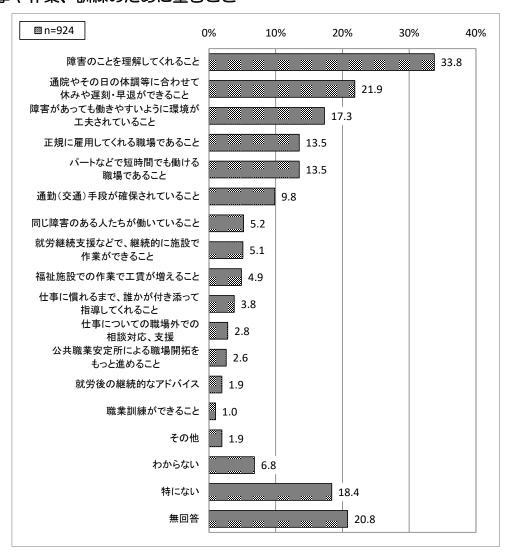




4仕事について

- ●現在、就労しているかについては、「はい」が36.9%となっています。
- ●就労による 1 か月の収入は「5~10 万円」が 18.8%で最も多くなっています。 次いで、「10~15 万円」(17.9%)、「20 万円以上」(17.0%)となっています。 障害別にみると療育手帳で「1 万円未満」が多く、4割近くになっています。
- ●現在、働いていない理由を聞いたところ、「病気や障害のために仕事ができない」が 54.6%と半数以上を占めています。次いで「長時間の労働が困難」(21.7%)、「高齢で仕事ができない」(17.8%)が続いています。
- ●今後の仕事や作業の意向については、「はい」が38.4%となっています。障害別にみると、"療育手帳"では「はい」の回答が少なくなっています。年齢別にみると、59歳以下では「はい」の回答が多くなっています。
- ●仕事や作業、訓練のために望むこととしては、「障害のことを理解してくれること」が33.8%で最も多くなっています。次いで、「通院やその日の体調等に合わせて休みや遅刻・早退ができること」(21.9%)、「障害があっても働きやすいように環境が工夫されていること」(17.3%)と続いています。

■仕事や作業、訓練のために望むこと

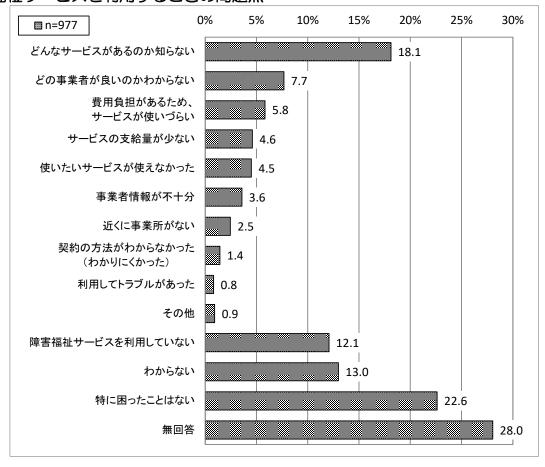




5 障害福祉サービスについて

- ●福祉サービスに関する情報の入手先としては、「本や新聞、雑誌の記事、テレビや ラジオのニュース」が 25.0%で最も多くなっています。次いで、「行政機関の広 報紙」(23.8%)、「医療機関」(18.9%)、「インターネット」(15.4%) と続いて います。
- ●情報入手のために必要なこととしては、「情報がほしい時に相談できる人・場所」が 49.4%と約半数を占めています。 次いで「スマートフォンなどインターネットを活用した情報提供の充実」が 22.0%となっています。
- ●福祉サービスを利用するときの問題点としては、「どんなサービスがあるのか知らない」が 18.1%で最も多くなっています。次いで「どの事業者が良いのかわからない」(7.7%)、「費用負担があるため、サービスが使いづらい」(5.8%) となっています。

■福祉サービスを利用するときの問題点

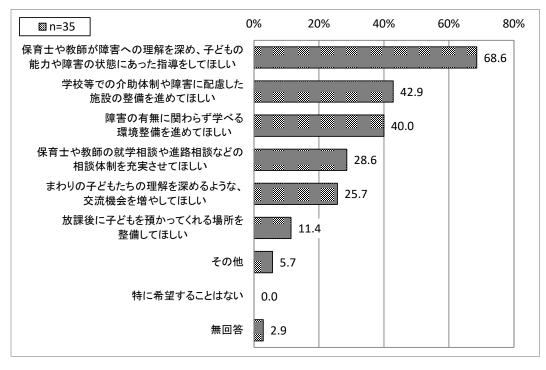




⑥18 歳未満の児童の状況について

- ●障害者手帳を取得するまでの状況については、「以前から、障害者手帳の制度を知っていた」「手帳の取得は、医療機関から勧められた」「障害かどうかも分からなかった」「子どもの療育に関する知識がなかった」の4項目が34.3%で最も多くなっています。
- ●子どもの療育支援への対応として、特に必要と思う社会資源としては、「子どもの障害に応じた適切な支援を行える療育機関」が74.3%で最も多く、次いで「子どもの成長・発達について継続して相談できる専門的な相談機関」(65.7%)、「子どもの成長発育の確認や病気の早期発見のための専門的な検診機関」(62.9%)と続いています。
- ●学校等の生活で望むこととしては、「保育士や教師が障害への理解を深め、子どもの能力や障害の状態にあった指導をしてほしい」が 68.6%で最も多くなっています。次いで「学校等での介助体制や障害に配慮した施設の整備を進めてほしい」 (42.9%)、「障害の有無に関わらず学べる環境整備を進めてほしい」(40.0%)と続いています。
- ●学校教育終了後の進路について必要な対策としては、「障害があっても問題なく過ごせる環境整備」が57.1%と半数以上で最も多くなっています。次いで「就職先での差別や偏見をなくす対策」と「教育から就労・福祉等につながる一貫した相談支援体制の構築」がともに48.6%で続いています。

■学校等の生活で望むこと

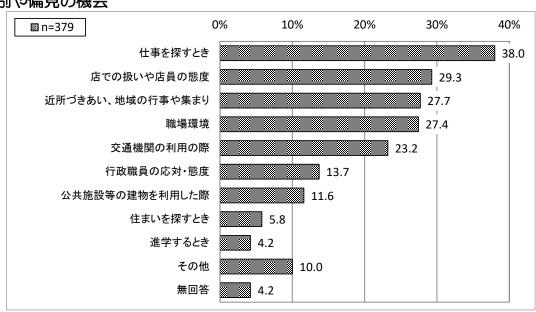




⑦障害者の権利擁護・理解促進について

- ●成年後見制度 *については、「聞いたことはあるが、あまりよく知らない」が 35.8%で最も多くなっています。次いで、「全く知らない」が 26.3%となっており、「利用したことがないが、制度の内容は知っている」は 15.1%となっています。
- ●ふだんの暮らしの中で、障害のある人への差別や偏見があると感じるかについては、「特に感じることはない」が31.5%で最も多くなっています。「ある」(12.6%)と「あると感じている」(26.2%)を合わせて38.8%が差別や偏見があるとしています。
- ●前問で、差別や偏見があると回答した方に、どのような機会かを聞いたところ、「仕事を探すとき」が38.0%で最も多く挙げられています。次いで、「店での扱いや店員の態度」(29.3%)、「近所づきあい、地域の行事や集まり」(27.7%)、「職場環境」(27.4%)と続いています。
- ●差別や偏見を感じた出来事としては、「じろじろと見られた」が 28.0%で最も多く、次いで「自分だけが違う対応をされた」(15.8%)、「無視、仲間はずれにされた」(15.6%)、「困っているのに手助けしてもらえなかった」(15.0%)と続いています。

■差別や偏見の機会



[※] 成年後見制度:知的障害、精神障害、認知症等によって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る援護者 (成年後見人等)を選ぶことにより、法律的に支援する制度。判断能力が不十分になる前に、将来に備えてあらかじ め契約により決めておく「任意後見制度」と、判断能力が不十分になってから家族等の申立てにより家庭裁判所が後見人を選任する「法定後見制度」がある。「法定後見制度」は「後見」、「保佐」、「補助」の3種類に分かれる。

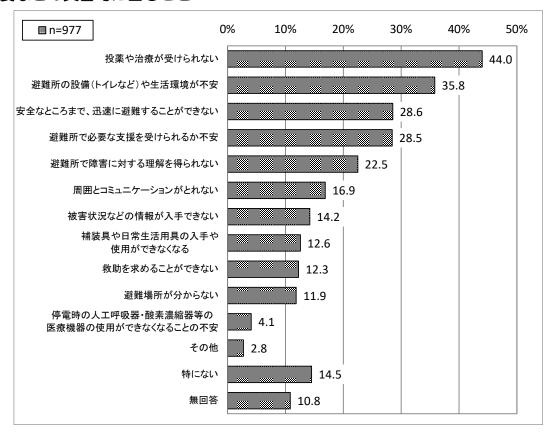


.

⑧災害への備えについて

- ●避難行動要支援者 *の登録制度については、「登録していない」が 54.7%と半数 以上を占めています。「震災前から登録している」は 4.8%、「震災後に登録した」 は 6.2%となっています。避難行動要支援者名簿に登録していない方に登録制度 への登録意向を聞いたところ、「今後、登録したい」は 28.8%となっています。
- ●災害が発生したときの避難については、「自分で充分避難できる」が47.0%で最も多くなっています。次いで、「家族の手助けがあれば避難できる」(35.0%)、「施設職員等の介助があれば避難できる」(13.7%)となっています。「避難できない」は7.7%となっています。
- ●家族が不在の場合やひとり暮らしの場合、近所であなたを助けてくれる人については、「いない」が35.0%で最も多くなっています。次いで、「わからない」が28.7%、「いる」が24.4%となっています。
- ●地震などの災害時に困ることについては、「投薬や治療が受けられない」が44.0%で最も多くなっています。次いで、「避難所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」(35.8%)、「安全なところまで、迅速に避難することができない」(28.6%)、「避難所で必要な支援を受けられるか不安」(28.5%)と続いています。

■地震などの災害時に困ること



[※] **避難行動要支援者**: 災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人をいう。

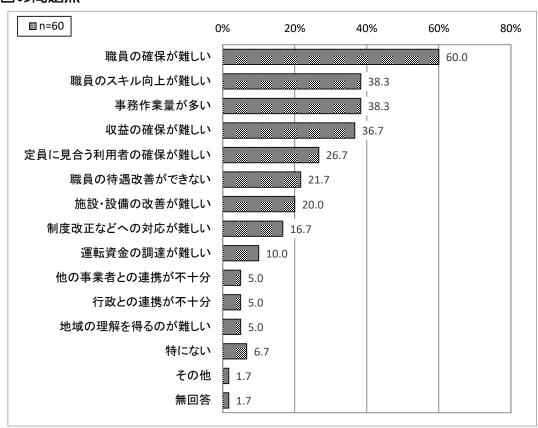


(3) 事業所アンケート調査結果の概要

①事業運営について

- ●経営していく上で問題となっていることは、「職員の確保が難しい」が60.0%と6割を占め最も多くなっています。次いで「職員のスキル向上が難しい」と「事務作業量が多い」がともに38.3%で続いています。
- ●事業所の現在の職員の過不足については、「適当である」が36.7%で最も多くなっています。次いで「やや不足している」が28.3%、「不足している」が26.7%となっています。
- ●新規のサービス提供依頼者数については、「増えている」が43.3%で最も多くなっています。次いで「変わらない」が31.7%、「減っている」が16.7%となっています。
- ●新規のサービス提供依頼者数が増えている事業所に、対応できているかを聞いたところ、「対応できている」が53.6%、「対応できていない(断っている)ことが時々ある」が46.4%となっています。

■経営の問題点

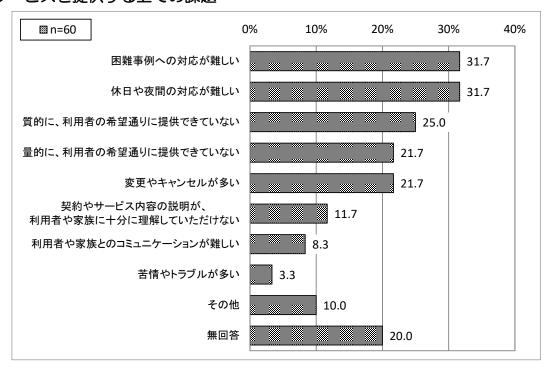




②サービスの提供について

- ●情報提供の方法については、「パンフレット・冊子」が56.7%で最も多く、次いで「運営主体のホームページ」が51.7%、「イベントや交流会への参加」が36.7%となっています。
- ●サービスを提供する上での課題については、「困難事例への対応が難しい」と「休日や夜間の対応が難しい」がともに31.7%で最も多く、次いで「質的に、利用者の希望通りに提供できていない」が25.0%、「量的に、利用者の希望通りに提供できていない」と「変更やキャンセルが多い」がともに21.7%となっています。
- ●サービス利用についての相談や苦情については、「サービスの質や内容に関すること」が 30.0%で最も多く、次いで「サービス利用等の手続きに関すること」が 20.0%となっています。
- ●新規サービスに参入する際の課題としては、「新たな職員の確保」が71.7%で最も多くなっています。次いで「障害に対応できる職員の能力育成」が53.3%、「収益性の確保」が50.0%となっています。

■サービスを提供する上での課題





(4) 障害者団体アンケート調査結果の概要

市内の障害者団体 11 団体に調査を実施し、7団体から回答がありました。障害者団体からの主な意見は以下のとおりです。

項目	主な意見
団体の活動	●会員の交流親睦を図り生活上の諸問題の理解と解決を目指している。●地域住民との交流イベントの開催。
活動していて困っていること	●会員の高齢化により活動への参加が困難になる人が増えてきた。●若年会員は増えず、会員数は減少している。●会員の移動(音響式信号がない)。
差別解消、権利擁護、理解 啓発、ボランティア活動の 推進	●障害福祉関係の条例について、当事者が知らないことが多い。●障害や障害者への理解を深めるためには、交流の場など接する機会を増やすことが重要。●障害への理解啓発に関した取組を幼少期から行うことが大切。
障害福祉サービス全般、相 談支援、各種経済的支援	 ●石巻圏域での重度障害者の入所施設の整備 ●重度障害者へ24時間対応可能なグループホームなどの施設が少なく、将来への不安が大きい。 ●ヘルパー不足。 ●相談支援機関がわかりにくい。各団体・行政・市民が一体となったサポート体制が必要。 ●サービス利用時の送迎サービスが利用できない場合の保護者の負担について、支援を望む。
就労支援	●就労支援施設の工賃が低く、自立した生活を送ることが難しい。●障害に対する職場(受け入れる側)の理解が必要不可欠。
移動支援、意思疎通支援※、 スポーツ・文化活動の充実	●社会活動参加時にヘルパーの予約が取れず、参加を断念することが多い。●余暇活動の場、スポーツ、文化活動の機会がない。●情報提供における配慮(大文字、音声、点字など)。
児童の療育・教育の充実	●放課後等デイサービスの充実により、放課後や休日が充実している 一方、地域での生活や保護者の学びの機会が失われている。●障害のある子もない子も同じように学び、参加できる交流の機会が 必要。
住居や公共施設等のバリアフリー化、災害や緊急時の支援	●福祉避難所の充実。●指定避難所にスロープがないため、自主避難をためらってしまう。●公共施設や道路、店舗のバリアフリー化。特にトイレのバリアフリー化を進めてほしい。
その他	●障害者や高齢者といった「社会的弱者」が安全に暮らせる街は誰に とっても暮らしやすい街である。

[※] **意思疎通支援**: 障害のある人とない人の意思疎通を支援する手段として、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に手話通訳者や要約筆記者の派遣を行ったり、代読や代筆等の意思の伝達の支援を図ること。



33

6. 石巻市女川町自立支援協議会からの意見

計画の策定にあたり、石巻市女川町自立支援協議会(以下、協議会)からご意見をいただきました。現在、協議会では、第5期障害者福祉計画・第1期障害児福祉計画の推進、障害を持つ当事者・家族が住み慣れた町で障害の有無にかかわらず地域社会で共に安心して暮らしていくための検討、協議、そして実践を重ねており、地域の福祉・医療・教育・労働機関等が連携し、4つのテーマごとに部会(相談支援部会・障害児支援部会・就労支援部会・理解促進部会)を設置しています。

いただいた意見は、地域で障害(児)者支援を行う各団体から意見を広く集めた内容となっています。主な意見は、以下のとおりです。

■未就学児期	・児童発達支援センターの設置(早期実現)・保育所等訪問支援の充実・在宅児への発達支援事業の提供
■学齢期	・療育施設間のサービスの質の格差是正 ・サービス提供においての地域格差是正 ・学齢期における保健師とのつながりの強化
◆児童期全般	・家族(母・兄弟)支援の充実 ・地域社会と支援学校(学級)、事業所が交流できる場の創設 ・障害児サービスから障害者サービスへの連携強化
◆医療的ケア児への支援	 医療と福祉の更なる連携強化 専門的な支援の充実 短期入所、レスパイト *ケアの充実 居住地でのサービス利用が可能となる体制整備 高等部卒業後の通所先の確保拡充
■成人期	・当事者主体のサービス選択とサービス提供の実施・グループホーム増設の必要性
◆障害者就労	・企業における障害者理解の促進 ・就労移行支援事業所数の減少に伴う地域課題への体制整備 ・就労継続支援 B 型事業所からの一般就労 * 促進
■老齢期	・介護保険への移行/連携強化

^{**} 一般就労:一般の企業などで雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労したりすること。障害福祉サービス事業所などで就労する福祉的就労や、本格的な就労に向けた準備や訓練である中間的就労と対比して用いられる。



^{**} レスパイト: 一時的中断、息抜きの意味。障害のある人等を一時的に預かることにより、介護者の心身のリフレッシュを図り、介護疲れを防ぐ。

■ソフト(支援)全般	・地域包括ケアシステムの充実・地域生活支援拠点事業のコーディネーター配置・困難ケースに対応可能な人材や施設の整備拡充・相談支援事業所の役割について検討・共有・支援者間での情報共有システムの開発・世代に合わせた啓発活動の実施・切れ目のない相談支援体制整備
■ハード(環境)全般	 ・点字/音声信号などバリアフリー化拡充 ・僻地における移動手段の充実 ・地域生活支援拠点の充実(シェルター、単身生活体験) ・障害者入所支援施設の必要性 ・地域ごとの包括相談体制整備強化 ・医療機関の専門性強化 ・多目的トイレにユニバーサルシートの設置拡充 ・災害時の避難所体制整備
■その他	・相談員の質の向上・行政サービスの身近さ・地域住民主体の啓発活動・情報発信がまだまだ課題・支援者の育成(質の向上)



7. 障害福祉サービスの利用状況

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画では、平成29年度から令和元年度までの障害福祉サービスの利用量を推計し、各年度の計画値として設定しています。ここでは、計画値と実績値を比較し、各サービスの利用のかい離状況、利用にあたっての現状・課題を整理しています。

(1)訪問系サービス

訪問系サービスでは、令和元年度現在、利用者数は計画値の9割となっていますが、 利用量は104%とほぼ計画通りの実施となっています。

	項目名	単位		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
目標達成度			計画値	240	247	254
(居宅介護	利用者数	人	実績値	227	215	229
重度訪問介護 行動援護			達成率	94.6%	87.0%	90.2%
1] 勁拔護 同行援護			計画値	4,000	4,200	4,400
重度障害者等	利用量	時間/月	実績値	3,757	3,707	4,575
包括支援)			達成率	93.9%	88.3%	104.0%

<現状・課題>

(居宅介護)

- ヘルパーの不足により利用したい時間に利用できない。(アンケート結果)
- 介護保険併給者支給決定者数の増加に伴い、サービス需要が増えています。
- ・高齢者の人工透析患者等の増加に伴い、通院介助の希望が増加しています。 (行動援護)
- 事業所及び人材が不足しています。

(同行援護)

- ・事業所及び人材が不足しています。
- (重度障害者等包括支援)
- ・居宅介護等のサービスを組み合わせて利用することにより対応しています。

(2)日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、「生活介護」「療養介護」はほぼ計画通り、「就労移行支援」 「就労継続支援(B非雇用型)」で計画値を上回る実績となっていますが、それ以外で は計画値を下回っています。



特に、「就労移行支援」では、平成29年度は計画値の300%、令和元年度でも200%以上の利用になっています。

「自立訓練(機能訓練)」「就労継続支援(A雇用型)」は、計画値を大きく下回っており 50%以下の利用となっています。

	項目名	単位		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
			計画値	375	385	395
	利用者数	人	実績値	373	387	412
	13711 2371	, ,	達成率	99.5%	100.5%	104.3%
生活介護			計画値	7,300	7,500	7,700
	利用量	人日/月	実績値	7,223	7,206	7,470
			達成率	98.9%	96.1%	97.0%
			計画値	5	6	7
	利用者数	人	実績値	4	2	0
自立訓練(機能			達成率	80.0%	33.3%	14.3%
訓練)			計画値	30	36	42
	利用量	人日/月	実績値	40	17	0
			達成率	133.3%	47.2%	0.0%
			計画値	25	27	29
	利用者数	人	実績値	30	27	16
自立訓練(生活			達成率	120.0%	100.0%	55.2%
訓練)	_		計画値	290	313	336
	利用量	人日/月	実績値	485	360	177
			達成率	167.2%	115.0%	52.7%
		_	計画値	10	11	12
	利用者数	人	実績値	30	35	27
就労移行支援			達成率	300.0%	318.2%	225.0%
	利用量	人日/月	計画値	130	143	156
			実績値	422	558	420
			達成率	324.6%	390.2%	269.2%
		人	計画値	70	70	75
<u> </u>	利用者数		実績値	48	32	29
就労継続支援(A			達成率	68.6%	45.7%	38.7%
雇用型)	tum E		計画値	1,350	1,351	1,448
	利用量	人日/月	実績値	948 70.2%	604 44.7%	605 41.8%
			達成率 計画値	250	260	270
	11 田 字 米	ı	実績値	287	324	354
 就労継続支援(B	利用者数	人	達成率	114.8%	124.6%	131.1%
_			計画値	4,560	4,732	4,914
非雇用型)	利用量	人日/月	実績値	5,446	5,845	6,589
	们用里	人口/月	達成率	119.4%	123.5%	134.1%
			計画値	110.470	3	5
就労定着支援	利用者数	人	実績値		1	3
州乃足伯又]及	机加油数	X	達成率		33.3%	60.0%
			計画値	110	120	130
	利用者数	人	実績値	110	117	94
	11/11/日 奴		達成率	100.0%	97.5%	72.3%
短期入所 ├			計画値	860	936	1,014
	利用量	人日/月	実績値	934	891	770
	1 1/11 ==	Λ ^μ / ^β	達成率	108.6%	95.2%	75.9%
			計画値	30	30	30
療養介護	利用者数	人	実績値	29	29	31
			達成率	96.7%	96.7%	103.3%



<現状・課題>

(生活介護)

- 重度障害、医療的ケア、行動障害のある人が利用できる事業所が不足しています。 (就労移行支援)
- 利用者の減少に伴い、事業所の休止が増えています。
- 対象者に対し、サービス内容の周知がされていないと考えられます。
- 一般就労への移行を促進するため、利用者の増加を図る必要があります。

(就労継続支援(A雇用型·B非雇用型))

•利用者一人ひとりに合った仕事内容が選択できるよう、就労継続支援 A 型(雇用型) 事業所を増やす必要があります。

(就労定着支援)

• 圏域での利用できる事業者が不足しており、就労移行から就労定着へつながらない 状況があります。

(短期入所)

- 対象者に制度内容が浸透してきており利用希望者の増加により、土日や休日に利用できない状況が生じています。
- ・緊急時に利用できない場合があります。
- 計画相談に応じた計画的かつ安定したサービス利用が求められます。 (療養介護)
- 圏域に利用できる施設がありません。

(3) 居住系サービス

自立生活援助以外は、ほぼ計画値の利用となっています。自立生活援助の利用はありませんでした。

	項目名	単位		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
			計画値		20	40
自立生活援助	利用者数	人	実績値		0	0
			達成率		0.0%	0.0%
 共同生活援助(グ			計画値	175	185	195
八川土石援助(フ	利用者数	人	実績値	189	227	210
ルーノホーム)			達成率	108.0%	122.7%	107.7%
			計画値	125	125	125
施設入所支援	利用者数	人	実績値	124	125	120
			達成率	99.2%	100.0%	96.0%

<現状・課題>

(自立生活援助)

これまでのところ利用希望がありません。

(共同生活援助 (グループホーム))

• 障害者の重度化、高齢化に対応するための日中サービス支援型グループホーム等の整備が望まれます。



(施設入所支援)

- ・圏域に重度な身体障害者が入所できる施設がありません。
- 利用者の状況に合わせた地域移行が求められます。

(4)障害児支援

「児童発達支援」は、計画値を大きく超えて、令和元年度では計画値の2倍の利用者になっています。「放課後等デイサービス」は、ほぼ計画通りの利用になっています。

	項目名	単位		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
			計画値	20	25	30
	利用者数	人	実績値	34	53	60
 児童発達支援			達成率	170.0%	212.0%	200.0%
, 光里光连又恢 			計画値	220	300	360
	利用量	人日/月	実績値	323	623	636
			達成率	146.8%	207.7%	176.7%
			計画値	140	160	180
	利用者数	人	実績値	139	145	191
放課後等デイサ			達成率	99.3%	90.6%	106.1%
ービス			計画値	1,500	1,840	2,070
	利用量	人日/月	実績値	1,940	2,171	2,348
			達成率	129.3%	118.0%	113.4%
	利用者数	人	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
保育所等訪問支			達成率	-	-	-
援		人日/月	計画値	0	0	0
	利用量		実績値	0	0	0
			達成率	-	-	-
			計画値		0	0
	利用者数	人	実績値		0	0
居宅訪問型児童			達成率		-	-
発達支援			計画値		0	0
	利用量	人日/月	実績値		0	0
			達成率		-	-

<現状・課題>

(児童発達支援)

- 全国的にサービス利用者が増加しており、本市においても同様です。
- サービスは療育を目的としていることから、家族の就労支援又は一時的な休息を目的とする場合には、保育所等の併給利用の活用を進める等適正な給付決定が求められます。

(放課後等デイサービス)

全国的にサービス利用者が増加しており、本市においても同様です。



(保育所等訪問支援)

• 令和元年度までは、利用できる事業所があるものの、サービス利用にいたっていませんでしたが、令和2年度から、かもめ学園で実施することとなり、利用を開始しています。

(5) 相談支援

「計画相談支援」と「障害児相談支援」は、ほぼ計画通りの利用になっています。 「地域移行支援」と「地域定着支援」の利用はありませんでした。

	項目名	単位		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
			計画値	1,100	1,150	1,200
計画相談支援	利用者数	人	実績値	816	1,000	1,030
			達成率	74.2%	87.0%	85.8%
			計画値	0	2	4
地域移行支援	利用者数	人	実績値	0	0	0
			達成率		0.0%	0.0%
			計画値	0	1	3
地域定着支援	利用者数	人	実績値	0	0	0
			達成率		0.0%	0.0%
			計画値	160	185	210
障害児相談支援	利用者数	人	実績値	173	211	213
			達成率	108.1%	114.1%	101.4%

く現状・課題>

(計画相談支援)(障害児相談支援)

・より適切で効果的サービス提供を行うため、引き続き相談事業所間の連携や研修会 等の開催等の取組を行っていく必要があります。

(地域移行支援)(地域定着支援)

- サービスとしての利用はないが、委託の相談支援において、地域移行や地域定着の 支援を行っている現状があります。
- 地域での生活へ移行した利用者に対し、安心して暮らせるよう継続した支援の提供が求められます。



(6) 地域生活支援事業

①必須事業

「情報・意思疎通支援用具」「介護・訓練支援用具」「住宅改修」は計画以上の利用になっています。一方、「成年後見制度利用支援事業」は、令和元年度では1人の利用にとどまっています。

	項目名	単位		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度		
	理解促進研修•啓発事業							
TEL /	=# -= ** -		計画値	3	3	3		
理解促進研修▪啓 発事業	講座等の 開催回数	回	実績値	9	5	3		
九甲木	州底凹奴		達成率	300.0%	166.7%	100.0%		
		自発	的活動支持		,			
			計画値	5	6	7		
自発的活動支援事 業	補助金交 付件数	件	実績値	3	3	5		
未 	刊 計数		達成率	60.0%	50.0%	71.4%		
	<u> </u>		相談支援事	· · 業				
			計画値	4	4	5		
n+ + + 1 1 1	実施か所	か所	実績値	4	4	5		
障害者相談支援事 業(基幹相談支援			達成率	100.0%	100.0%	100.0%		
未(基料相談又族 センターを含む)			計画値	11,600	12,100	12,600		
	相談件数	件	実績値	14,383	14,757	14,589		
			達成率	124.0%	122.0%	115.8%		
基幹相談支援セン	実施の		計画値	有	有	有		
ター等機能強化事	有無		実績値	有	有	有		
業			達成率					
住宅入居等支援事	実施の		計画値	有	有	有		
業	有無		実績値	有	有	有		
		成年後	見制度利用					
 成年後見制度利用	市長申立		計画値	5	6	7		
成平後兄前及利用 支援事業	川安中立 件数	件	実績値	5	3	1		
2112 1-21	112		達成率	100.0%	50.0%	14.3%		
		意息	思疎通支援	事業				
手話通訳者•要約			計画値	131	134	138		
筆記奉仕員派遣事	派遣件数	件	実績値	104	117	103		
業			達成率	79.4%	87.3%	74.6%		
		日常生	活用具給值	寸等事業				
│ │介護・訓練支援用		_	計画値	10	10	10		
月	利用件数	件	実績値	10	21	17		
. ,			達成率	100.0%	210.0%	170.0%		
			計画値	22	22	22		
自立生活支援用具	利用件数	件	実績値	15	26	17		
			達成率	68.2%	118.2%	77.3%		



	項目名	単位		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
			計画値	46	46	46
在宅療養等支援用 具	利用件数	件	実績値	38	36	41
共			達成率	82.6%	78.3%	89.1%
│ │情報・意思疎通支			計画値	50	50	50
援用具	利用件数	件	実績値	72	87	67
			達成率	144.0%	174.0%	134.0%
	T. 177 10 NO	<i>1</i> -1	計画値	3,950	4,000	4,050
排泄管理支援用具	利用件数	件	実績値	3,765	3,685	3,734
			達成率	95.3%	92.1%	92.2%
A charle	T.I.□□ /止 业L	и	計画値	4	4	4
住宅改修 	利用件数	件	実績値	3	7	7
		ナ <i>ニ</i> ナ ±	達成率	75.0%	175.0%	175.0%
	I	<u> </u>	★仕員養成		<u>+</u>	
	講座実施		計画値	有	有	有
	の有無		実績値	有	有	有
			達成率			
 手話奉仕員養成研			計画値	17	25	25
于品举任具食成功 修事業	参加者数	人	実績値	17	36	27
15 1.51			達成率	100.0%	144.0%	108.0%
	延登録者 数	録者 人	計画値	76	76	89
			実績値	75	75	92
			達成率	98.7%	98.7%	103.4%
		-	移動支援事	 業		
			計画値	14	14	14
	実施か所	か所	実績値	16	19	15
			達成率	114.3%	135.7%	107.1%
			計画値	120	120	120
移動支援事業	利用人数	人	実績値	143	141	147
			達成率	119.2%	117.5%	122.5%
			計画値	4,712	4,800	4,800
	利用時間	時間	実績値	4,668	5,558	5,741
	1371363163	6.3 Je3	達成率	99.1%	115.8%	119.6%
		地域活	<u> </u>			
			計画値	6	6	6
	実施か所	か所	実績値	7	6	7
 地域活動支援セン	2 3		達成率	116.7%	100.0%	116.7%
ター事業			計画値	55	55	55
	利用人数	人	実績値	45	36	41
	13/13/13/		達成率	81.8%	65.5%	74.5%
	Ī		是水十	01.0/0	00.0/0	77.0/0

<現状・課題>

(理解促進研修・啓発事業)

• 講演会や研修会の開催のほか、活動内容を工夫し、より効果的な啓発活動を行う必要があります。

(障害者相談支援事業)(基幹相談支援センター等機能強化事業)

教育関係や介護保険分野との連携を図る必要があります。

(日常生活用具給付等事業)

- ストーマ用装具利用増加により、排泄管理支援用具の給付が増えています。
- ・時代の変化に合わせ、対象とする給付用具の種類・要件等を見直していく必要があります。

(手話奉仕員養成研修事業)

・ 講座終了後の手話奉仕員の実際の活動の場が少ない状況です。

(移動支援事業)

- 事業所によってヘルパー不足により利用できないときがあります。
- 利用者が増加傾向にあるため、利用者に応じた支援体制強化が求められます。 (地域活動支援センター事業)
- 障害の状態により就労等サービスの利用が困難な利用者もいるため、引き続き、日中の活動の場として利用を確保していく必要があります。



②任意事業

「訪問入浴サービス事業」は、利用者数と利用回数ともに増加しています。 「日中一時支援事業」は、利用者数は減少傾向にあるものの計画を上回っています。

	項目名	単位		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
			計画値	22	22	22
	利用人数	人	実績値	23	27	27
訪問入浴サービ			達成率	104.5%	122.7%	122.7%
ス事業			計画値	1,363	1,363	1,363
	利用回数	回	実績値	1,323	1,455	1,847
			達成率	97.1%	106.7%	135.5%
			計画値	132	141	150
	利用人数	人	実績値	204	179	173
日中一時支援事			達成率	154.5%	127.0%	115.3%
業			計画値	7,524	7,692	7,649
	利用回数	口	実績値	8,532	8,050	8,613
			達成率	113.4%	104.7%	112.6%
 社会参加促進事	湖 助全态	補助金交 付件数 件	計画値	10	11	12
│ │ │ 業			実績値	10	9	7
	אַדוניו אַג		達成率	100.0%	81.8%	58.3%
 声の市報発行事	配布		計画値	22	24	26
ー 単の川報先刊 事 業	実人員	人	実績値	23	23	24
*	大八貝		達成率	104.5%	95.8%	92.3%
	パンフレッ		計画値	1,000	500	300
	ト配布数	₩	実績値	1,000	500	500
成年後見制度普	17日1113以		達成率	100.0%	100.0%	166.7%
及啓発事業	講座実施		計画値	1	1	1
	神座夫他 回数	口	実績値	1	0	2
	山奴		達成率	100.0%	0.0%	200.0%
自動車改造·運	助成金交		計画値	12	12	12
転免許取得費用	助成金文 付件数	件	実績値	7	12	8
助成事業	ויו 十数		達成率	58.3%	100.0%	66.7%

く現状・課題>

(訪問入浴サービス事業)

- ・1人当たりの利用回数が増えています。
- (日中一時支援事業)
- 土曜日の利用希望が多く、利用できない状況も生じています。

(社会参加促進事業)

- 新型コロナウイルスの影響により、令和2年度は、事業を中止する団体も見込まれます。
- (成年後見制度普及啓発事業)
- アンケートの結果から、制度の認知度が低い状況となっています。



8. 成果目標の達成状況

(1)施設入所者の地域生活への移行

■国が示す基本的な考え方

- ○平成 28 年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 〇令和 2 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から2%以上削減 することを基本とする。
- ※平成 29 年度末において、平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は未達成割合を加える。

■石巻市の目標設定と現状

項目	目標 数値	令和 2 年 3 月末	考え方
平成 28 年度末時点の 入所者数(A)	126人		平成 28 年度末時点入所者数
【目標値】 令和2年度末の	9人	5人	入所施設からグループホーム等への 移行見込者数
地域生活移行者(B)	7.1%	4.0%	移行割合(B/A)
【目標値】	126人	120人	令和2年度末段階での入所者数
施設入所者削減目標数 (C)	0人	6人	令和2年度末段階での削減者数
(0)			削減割合(C/A)

- ・地域生活移行者数は、平成30年度3人、令和元年度2人で合わせて令和元年度末 時点で5人となっています。
- 施設入所者数は、平成元年度末時点で6人の削減となっています。



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国が示す基本的な考え方

○令和2年度末までにすべての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉 関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単位での設置が困難な場合 には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

■石巻市の状況

令和2年度末までに、石巻市女川町自立支援協議会を活用し、精神科医療関係者を交えた協議の場を設置します。また、状況に応じ、社会資源を共有する東松島市を含む石巻圏域においても協議できる環境を整備します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

■国が示す基本的な考え方

〇令和 2 年度末までに各市町村又は各圏域に、少なくとも一つを整備することを基本とする。

■石巻市の状況

地域生活拠点等整備においては、地域の事業者が機能を分担する面的整備として、緊急時対応体制の整備をしたことにより、基幹相談支援センターが調整の役割を担い、家族の疾病による緊急ショートステイの調整や令和元年台風第 19 号の影響による調整などの緊急時の対応にあたりました。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

■国が示す基本的な考え方

- 〇福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和2年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。
- 〇就労移行支援事業の利用者数については、令和2年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。
- 〇就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。
- 〇就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする ことを基本とする。

■石巻市の目標設定と現状

項目	目標 数値	令和2年 3月末	考え方
【基準値】 福祉施設から一般就労への移行者 (A)	9人		平成 28 年度において、福祉施設を 退所し、一般就労した者の数
【基準値】 就労移行支援事業の利用者数 (B)	6人		平成28年度末時点の就労移行支援 事業の利用者数
【基準値】 就労移行支援事業所数(C)	3事業所		平成28年度末時点の就労移行支援 事業所数
【目標値】	12人	17人	 令和2年度において、福祉施設を退
令和2年度の一般就労移行者数 (D)	1.3倍 (D/A)	1.9倍	所し、一般就労に移行する者の数
【目標値】	14人	27人	
令和2年度末における就労移行支援 事業の利用者数(E)	233.3% (E/B)	450.0%	令和2年度末時点での利用見込数
【目標値】	1事業所	3 事業所	 令和 2 年度における就労移行率が
就労移行率が3割以上の事業所	25.0%	60.0%	3割以上の事業所数
【目標值】 職場定着率	令和元年度 30.0% 令和2年度 50.0%	50.0%	それぞれの年度末における 1 年後 の職場定着率

- 令和元年度の福祉施設からの一般就労への移行者数は17人で、目標値を達成しています。福祉施設の内訳は、自立訓練(生活訓練)2人、就労移行支援13人、就労継続支援A型2人となっています。
- ・ 就 労 移 行 支援事業の利用者数は 27 人となり、目標値を超えています。
- ・ 就労移行率が3割以上の事業所は、5事業所中3事業所あり、割合は60%となっています。
- ・職場定着率は、就労定着支援利用者2人中1人が1年後も職場定着しており、50% となっています。



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

■国が示す基本的な考え方

- 〇令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。令和2年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ○令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等 デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。市 町村単位での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- ○平成 30 年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、 教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

■石巻市の目標設定と現状

項目	目標	令和 2 年 3 月末
児童発達支援センター	石巻市・女川町で設置 令和2年度末時点での設置目標数 1	未整備
保育所等訪問支援(利用可能事業所)	石巻市・女川町で設置 令和2年度末時点での整備目標数 1	1
重症心身障害児を支援する児童発達 支援事業所	石巻市・女川町で設置 令和2年度末時点での整備目標数 1	1
重症心身障害児を支援する放課後等 デイサービス事業所	石巻市・女川町で設置 令和2年度末時点での整備目標数 1	1
医療的ケア児支援のための関係機関 の協議の場	平成 30 年度末までに石巻市・女川町 圏域で設置	未整備

- 児童発達支援センターについては、令和2年度から石巻市かもめ学園において、保育所等訪問支援を実施することにより、地域支援機能を強化し、児童発達支援センターと同等の機能を持たせ、当面、同園を活用しながら、必要な児童発達支援のサービスを確保するとともに、引き続き児童発達支援センター整備と移行を検討していくこととします。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、現在、石巻市女川町自立支援協議会障害児支援部会で、「医療的ケアの必要な児童に関する検討」を行っていることから、同部会を協議の場とするための体制を整備し、令和3年度の設置を予定しています。



9. 重点事業の達成状況

施策を効果的・効率的に推進するため、3年間の計画期間において優先的に取り組むべき事業を重点事業に設定しています。

(1) 啓発活動、福祉教育の推進

重点事業	理解促進研修-啓発事業					
概要	障害による差別を解消するため、地域の障害者等の理解を深めるための 研修・啓発を行います。					
指標		平成 29 年度 平成 30 年度 令和元年度				
建应等即没同数	目標値	_	3	3		
講座等開催回数 	実績	9	5	3		

- 令和元年度は、これまでの講演会等の開催に加え、就労支援事業所等で働く障害者の制作した製品を販売、紹介することで、市民に障害者施策等の理解啓発を促すためのイベントを開催しました。
- ・市民一人ひとりが障害に関する理解が深まるよう、継続して研修会等を開催するとともに、体験型イベントの開催や様々な機会をとらえて、啓発活動に取り組んでいく必要があります。

(2) 相談支援体制の確保

重点事業	相談支援事業				
概要	障害者やその? を行います。	障害者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援 を行います。			
指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
委託型相談支援	目標値	_	4	5	
事業所数	実績	4	4	5	
重点事業	関係機関相談窓口の周知				
概要	訪問、巡回等による相談受付等、相談しやすい体制を構築します。また、当 事者の協力のもとで発達障害の啓発リーフレットや障害福祉ガイドブックを作 成する等、窓口や制度の周知を図ります。				
指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
啓発リーフレットの	目標値	_	配布	配布	
作成	実績	作成	配布	配布	



重点事業	自立支援協議会の連携			
概要	相談支援事業をはじめとする地域における障害者への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす場として、女川町と共同で自立支援協議会を設置しています。			
指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
協議会の運営	目標値	_	実施	実施
励職去の連呂	実績	実施	実施	実施
重点事業	地域生活支援拠点の整備			
概要	障害者の高齢化・重度化、「親亡き後」も見据えつつ、地域における課題の解 決を目指す地域生活支援拠点を整備します。			
指標		平成 29 年度 平成 30 年度 令和元年度		令和元年度
拠点の設置	目標値	_	検討	設置
拠点の改画	実績	検討	検討	設置

- ・障害者相談支援事業は、指定特定相談支援事業者の法人に委託しており、令和元年度には、4か所から5か所に相談箇所(委託箇所)を増やし、相談支援体制の充実に努めました。
- •関係機関相談窓口の周知では、発達障害 *の相談場所がわかるリーフレットを作成し 配布、また、障害福祉ガイドブックを改定し窓口等で配布しています。
- 石巻市女川町自立支援協議会では、相談支援部会、障害児支援部会、就労支援部会、 理解促進部会の部会を組織し、それぞれの課題を協議し課題解決に取り組んでいま す。
- ・地域生活拠点等整備においては、地域の事業者が機能を分担する面的整備として、緊急時対応体制の整備をしたことにより、基幹相談支援センターが調整の役割を担い、家族の疾病による緊急ショートステイの調整や台風第 19 号の影響による調整などの緊急時の対応にあたりました。

[※] **発達障害**: 自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害や学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の 発達に関係する障害。脳に何らかの機能不全が生じることにより、コミュニケーション能力、集中力、学習能力など がうまく働かず、生活に支障をきたす状態。



(3) 多様な就労への支援

重点事業	就労支援施設等からの物品調達				
概要	本市における障	章害者就労施設等から	らの物品等の調達の	の推進を図ります。	
指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
契約件数	目標値	_	26	27	
大利什奴	実績	11	17	24	
重点事業	就労移行支援				
概要	制度の周知や雇用に関する情報の提供を、関係機関との連携により実施します。				
指標	平成 29 年度 平成 30 年度 令和元年度		令和元年度		
事業所数	目標値		5	5	
尹未別奴	実績	5	7	5	

- ・就労支援施設等からの物品調達では、目標値には達していませんが、毎年就労支援施設等からの物品調達方針を定め、前年度を上回る実績となっています。また、庁内説明会を開催し、各課へ協力を依頼しています。
- ・就労移行支援事業所数については、目標値に達していますが、利用者数の減少等により、事業所の休止や廃止が続いている状況です。

(4)発達・療育支援環境の充実

重点事業	制児童発達支援センターの設置			
概要	障害の早期発見 ンターを設置し		を図る体制を整備する	ため、児童発達支援セ
指標		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
よいな の記署	目標値	_	検討	検討
センターの設置	実績	検討	検討	検討

・児童発達支援センターの設置に向けて、必要な機能、役割を精査、具体化するための 庁内検討会議を実施しましたが、今後も関係機関と調整を図りながら、設置に向け検 討してまいります。

(関係課:健康推進課 子育て支援課 子ども保育課 学校教育課)





■ 第3章 基本構想

- 1. 本市の障害者施策の目指す姿(基本理念)
- 2. 施策の方向性(基本目標)
- 3. 施策の体系
- 4. 重点施策



1. 本市の障害者施策の目指す姿(基本理念)

障害者施策が目指す姿は、障害者基本法が示す「地域社会における共生」であり、障害の有無にかかわらず、誰もが基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、すべての市民が相互に人格と個性を尊重しあい、障害の有無によって分け隔てられることなく、地域社会において、共に安心して暮らせる福祉のまちです。

本市では、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的に「石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」を平成29年9月に制定しています。

地域共生社会の考え方の下、これまで『共に暮らし支えあう、自分らしい暮らしを描けるまちへ』を基本理念として、地域で共に暮らし、みんなで支えあいながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまちづくりを目指してきました。

本計画においては、基本的な考え方を踏襲しつつ、更なる障害への理解促進と障害の有無にかかわらず、誰もが地域の中で共に支えあいながら、自分らしく生き生きと暮らせる環境づくりを進めていく観点から『誰もが認めあい、支えあいながら、安心して自分らしく暮らせる共生のまちづくり』という新たな基本理念を掲げ、障害のある人を取り巻く「社会環境の改善」や「福祉的支援体制の充実」を目指して取り組んでいきます。

《石巻市第4次障害者計画 基本理念》

誰もが認めあい、支えあいながら、 安心して自分らしく暮らせる共生のまちづくり



2. 施策の方向性(基本目標)

❖基本目標1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成

> 障害を理由とする差別の解消、権利擁護、障害に関する理解啓発、 ボランティア活動の推進について

障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる社会の実現のためには、あらゆ る場面において、障害を理由とする差別をなくし、周囲の人が障害に関して正しく理 解し、すべての人がお互いに人格と個性を尊重しあうことが重要です。

そのため、障害者差別解消や障害への正しい理解を深めるための広報・啓発活動及 び福祉教育の推進に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障害の ある人を地域で支えあう市民意識の醸成に努めます。

また、成年後見制度利用の促進及び障害者虐待防止対策の推進に努めます。













◆基本目標2 安心して暮らすための支援体制の推進

障害福祉サービス全般や相談支援、各種経済的支援について

障害のある人が地域で安心して暮らすためには、必要なサービスを提供する体制整 備と利用しやすい相談体制の充実を図ることが重要です。

一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援を行い、本人の意思を尊重したサー ビスを提供するとともに、ライフステージ *ごとに継続した保健、医療及び福祉のサ ービスが受けられるよう、量的、質的な充実を図り、自立した生活に向けた支援体制 の充実を図ります。

更に、相談機能の向上に向け、相談員の資質向上や人材育成、関係機関との連携を 強化し、包括的な相談支援体制の充実を図ります。













[※] **ライフステージ**: 人間の人生を段階区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた段階。



◆基本目標3 児童の発達支援や療育体制の推進

障害がある子どもの療育支援や保育・教育環境の充実について

障害のある子どもの能力や個性を最大限に伸ばしていくためには、早期の療育支援、 乳幼児期から学校卒業までのライフステージに応じた支援が重要となります。そのた め、障害の早期発見、早期療育のための体制の充実に努めるとともに、地域、関係者 における発達・障害に関する理解を深めつつ、専門機関等の連携の下、一人ひとりの 将来を見据え、特性や発達段階に応じたきめ細かな一貫した療育支援の充実を図りま す。

また、障害のある子どもを受け入れる保育施設、学校施設等の環境の改善に努めま す。











◆基本目標4 自分に合った働き方のできる環境づくりの推進

障害がある人の雇用の促進や就労の支援について

障害のある人が地域で自立した生活を営む上で、働くことは重要であり、障害のあ る人自身の生きがいや生活の質の向上にもつながるものとなります。

誰もが、自分にあった働き方ができ、生きがいを感じられる機会が広がる環境づく りを推進するとともに、一般就労に向けた支援や就労定着のための支援を推進します。











◆基本目標5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進

移動支援、スポーツ・文化活動、情報のバリアフリー*の推進について

障害のある人が社会の中で生きがいを持ち活躍できる環境づくりを進めるために、 移動支援の充実とともに、スポーツ、文化活動において、障害があっても参加しやす い支援、場の提供に努めます。

また、障害のある人とない人の間で、必要な情報を得る上で、格差が生じないよう、 障害特性に配慮した情報提供を行うとともに、障害のある人が円滑にコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図ります。













◆基本目標6 共に安心して暮らせるまちづくりの推進

住居や公共施設等のバリアフリー化、災害や緊急時の支援について

障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていくためには、地域生活の基盤となる生活空間において、日常生活や外出、社会参加の妨げになる様々なバリア(社会的障壁 *) を取り除いていくことが重要です。

すべての人にとって住みやすいまちづくりを進めるため、公共施設、道路等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン *化を推進し、障害のある人が地域で安心して暮らせる生活基盤の整備に努めます。

また、災害その他の緊急時にも安全安心が確保されるよう、避難支援体制や防犯対策、交通安全対策等の取組を強化し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。









[※] バリアフリー:障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、床の段差を解消したり、手すりの設置など物理的な障壁の除去を指すことが多い。近年では、より広くすべての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

[※] **ユニバーサルデザイン**:障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。



^{**} **社会的障壁**: 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁(バリア)となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

3. 施策の体系

【 基本理念 】

誰もが認めあい、

【基本目標】

基本目標1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成

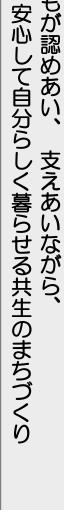
基本目標2 安心して暮らすための支援体制の推進

基本目標3 児童の発達支援や療育体制の推進

基本目標4 自分に合った働き方のできる環境づくりの推進

基本目標5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進

基本目標6 共に安心して暮らせるまちづくりの推進





【施策の取組内容】

施策 1-1 障害を理由とする差別の解消の推進 1-1-1 広報・啓発活動の推進 (P. 64) 1-1-2 福祉教育の推進 施策 1-2 地域交流、ボランティア活動の推進 1-2-1 地域交流活動の推進 (P. 67) 1-2-2 ボランティア活動の活性化 1-3-1 権利擁護・成年後見制度利用の促進 施策 1-3 人権・権利擁護の推進(P. 69) 1-3-2 障害者虐待防止対策の推進 2-1-1 相談機能の充実 施策 2-1 相談支援体制の確保(P. 71) 2-1-2 総合的な相談支援の推進 2-2-1 保健サービスの充実 施策 2-2 保健・医療サービスの提供(P. 74) 2-2-2 医療費の助成 2-3-1 障害福祉サービスの充実 2-3-2 重症心身障害児者の支援 施策 2-3 生活支援体制の充実(P. 76) 2-3-3 地域生活移行の推進 2-3-4 経済的支援の実施 3-1-1 発達や障害に対する理解を深めるための取組の推進 施策 3-1 発達·療育支援環境の充実(P. 80) 3-1-2 障害の早期発見および療育支援の充実 3-2-1 障害のある子どもたちへの保育・教育の推進 施策 3-2 保育·教育環境の充実(P.83) 3-2-2 学校施設の整備・充実 4-1-1 福祉的就労の場の提供 施策 4-1 多様な就労への支援(P. 85) 4-1-2 障害者施設からの物品購入等の推進 4-2-1 雇用・就労の促進 施策 4-2 一般就労の推進(P. 87) 4-2-2 就労定着への支援 5-1-1 移動費用の助成等 施策 5-1 移動支援の充実(P.89) 5-1-2 移動支援による行動範囲の拡大 5-2-1 生涯学習機会の充実 施策 5-2 スポーツ・文化活動の推進(P. 91) 5-2-2 多様なスポーツ・文化・レクリエーション活動の 充実 5-3-1 多様な意思疎通支援の充実 施策 5-3 情報のバリアフリーの推進(P. 93) 5-3-2 障害特性に応じた情報提供の充実 施策 6-1 ユニバーサルデザインのまちづくり 6-1-1 公共施設等のバリアフリー化の推進 の推進(P.95) 6-1-2 住環境改善のための支援・整備 6-2-1 防犯・交通安全対策・消費生活相談支援の推進 施策 6-2 日常生活における安全安心の確保 6-2-2 緊急時における安全確保対策の推進 (P. 97) 6-3-1 災害時における避難支援体制の強化 施策 6-3 災害時の安全安心策の強化(P. 99)

【基本目標を達成するための施策】



■第4次障害者計画とSDGsの関連



















接触性機能 接換機能性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性								
1-1 障害を理由とする差別の解消の推進 3 4 5 10 16 17 1-2 地域交流、ボランティア活動の推進 3 10 17 3 1-3 人権・権利擁護の推進 3 10 16 17 5 2 安心して暮らすための支援体制の確保 1 3 4 16 17 2-1 相談支援体制の確保 1 3 17 5 2-2 保健・医療サービスの提供 1 3 17 6 2-3 生活支援体制の充実 1 3 11 16 17 3 児童の発達支援や療育体制の推進 3 4 16 17 7 3 児童の発達支援や療育体制の推進 3 4 11 16 17 7 4 自分に合った働き方のできる環境づくりの推進 4-1 多様な就労への支援 3 4 8 17 7 4 自分に合った働き方のできる環境づくりの推進 3 4 8 17 7 5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進 3 4 17 7 7 5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進 5 1 移動支援の充実 1 3 17 7 7 5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進 3 4 17 7 7 5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進 3 4 17 7 7 5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進 3 4 17 7 7 6 共に安心して暮らせるまちづくりの推進 3 11 16 17 7 7 6 日に安心して暮らせるまちづくりの推進 3 11 16 17 7 7 7 6 日に安心して暮らせるまちづくりの推進 3 11 16 17 7 7 7 6 日に安心して暮らせるまちづくりの推進 3 11 16 17 7 7 7 7 6 日に安心して暮らせるまちづくりの推進 3 11 16 17 7 7 7 7 7 7 7 7 7	基本目標	施策			ゴーノ	レ番号		
1-2 地域交流、ボランティア活動の推進 3 10 17 17 18 18 18 18 19 19 19 19	1 障害に	こよる差別をなくし、支えあう市民意識の醸成						
1-3 人権・権利擁護の推進 3 10 16 17 17 18 17 19 19 19 19 19 19 19		1-1 障害を理由とする差別の解消の推進	3	4	5	10	16	17
2 安心して暮らすための支援体制の確保 1 3 4 16 17 2-1 相談支援体制の確保 1 3 17 2-2 保健・医療サービスの提供 1 3 17 2-3 生活支援体制の充実 1 3 11 16 17 3 児童の発達支援や療育体制の推進 3-1 発達・療育支援環境の充実 3 4 16 17 3-2 保育・教育環境の充実 3 4 11 16 17 4 自分に合った働き方のできる環境づくりの推進 3 4 8 17 4-1 多様な就労への支援 3 4 8 17 4-2 一般就労の推進 3 4 8 17 5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進 3 1 3 17 5-2 スポーツ・文化活動の推進 3 4 17 5-3 情報のバリアフリーの推進 3 10 16 17 6 共に安心して暮らせるまちづくりの推進 3 11 16 17 6-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 3 11 16 17 6-2 日常生活における安全安心の確保 3 11 17		1-2 地域交流、ボランティア活動の推進	3	10	17			
2-1 相談支援体制の確保		1-3 人権・権利擁護の推進	3	10	16	17		
2-2 保健・医療サービスの提供 1 3 17	2 安心し	ンて暮らすための支援体制の推進						
2-3 生活支援体制の充実 1 3 11 16 17 3 児童の発達支援や療育体制の推進 3 4 16 17		2-1 相談支援体制の確保	1	3	4	16	17	
3 児童の発達支援や療育体制の推進 3-1 発達・療育支援環境の充実 3 4 16 17 3-2 保育・教育環境の充実 3 4 11 16 17 4 自分に合った働き方のできる環境づくりの推進 4-1 多様な就労への支援 3 4 8 17 4 8 17 5 4-2 一般就労の推進 3 4 8 17 5 5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進 3 4 17 5 5 1 移動支援の充実 1 3 17 5 5 1 7 5 5 1 移動支援の充実 1 3 17 5 5 1 7 5 5 1 7 7 5 5 1 7 8 1 7 7 5 5 1 7 8 1 7 7 7 7 7 7 7 7 8 1 7 8 1 7 8 1 7 8 1 7 8 1 7 8 1 7 8 1 7 8 1 7 8 1 7 8 1 8 1		2-2 保健・医療サービスの提供	1	3	17			
3-1 発達・療育支援環境の充実 3 4 16 17 3-2 保育・教育環境の充実 3 4 11 16 17 4 自分に合った働き方のできる環境づくりの推進 3 4 8 17 4-1 多様な就労への支援 3 4 8 17 5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進 5-1 移動支援の充実 1 3 17 5 17 5 2 スポーツ・文化活動の推進 3 4 17 5 3 情報のバリアフリーの推進 3 10 16 17 6 共に安心して暮らせるまちづくりの推進 3 11 16 17 6 4 17 6 2 日常生活における安全安心の確保 3 11 17 6 17 6 17 6 17 6 17 6 17 6 17 6 17 6 17 6 17 6 17 6 17 6 17 6 17 6 17 6 17 6 17 6 17 7 1		2-3 生活支援体制の充実	1	3	11	16	17	
3-2 保育・教育環境の充実 3 4 11 16 17 4 自分に合った働き方のできる環境づくりの推進 4-1 多様な就労への支援 3 4 8 17 4-2 一般就労の推進 3 4 8 17 5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進 1 3 17 5-1 移動支援の充実 1 3 17 5-2 スポーツ・文化活動の推進 3 4 17 5-3 情報のバリアフリーの推進 3 10 16 17 6 共に支心して暮らせるまちづくりの推進 3 11 16 17 6-2 日常生活における安全安心の確保 3 11 17	3 児童の	D発達支援や療育体制の推進						
4 自分に合った働き方のできる環境づくりの推進 4-1 多様な就労への支援 3 4 8 17 4-2 一般就労の推進 3 4 8 17 5 1 3 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		3-1 発達・療育支援環境の充実	3	4	16	17		
4-1 多様な就労への支援 3 4 8 17 4-2 一般就労の推進 3 4 8 17 5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進 1 3 17 5-2 スポーツ・文化活動の推進 3 4 17 5-3 情報のバリアフリーの推進 3 10 16 17 6 共に安心して暮らせるまちづくりの推進 3 11 16 17 6-2 日常生活における安全安心の確保 3 11 17 6 17 6 17 6 17 6 17 6 17 6 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18		3-2 保育・教育環境の充実	3	4	11	16	17	
4-2 一般就労の推進 3 4 8 17 5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進 1 3 17 5-2 スポーツ・文化活動の推進 3 4 17 5-3 情報のバリアフリーの推進 3 10 16 17 6 共に安心して暮らせるまちづくりの推進 3 11 16 17 6-2 日常生活における安全安心の確保 3 11 17 17 17 18 18 17 19 19 19 19 19 19 19	4 自分に	こ合った働き方のできる環境づくりの推進						
5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進		4-1 多様な就労への支援	3	4	8	17		
5-1 移動支援の充実		4-2 一般就労の推進	3	4	8	17		
5-2 スポーツ・文化活動の推進 3 4 17 5-3 情報のバリアフリーの推進 3 10 16 17 6 共に安心して暮らせるまちづくりの推進 3 11 16 17 6-2 日常生活における安全安心の確保 3 11 17 17 17 17 18 17 18 17 19 19 19 19 19 19	5 社会	・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進						
5-3 情報のバリアフリーの推進 3 10 16 17 6 4に安心して暮らせるまちづくりの推進 3 11 16 17 6-2 日常生活における安全安心の確保 3 11 17 6 17 6 6 6 6 6 6 6 6 6		5-1 移動支援の充実	1	3	17			
6 共に安心して暮らせるまちづくりの推進 6-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 3 11 16 17 6-2 日常生活における安全安心の確保 3 11 17		5-2 スポーツ・文化活動の推進	3	4	17			
6-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 3 11 16 17 6-2 日常生活における安全安心の確保 3 11 17		5-3 情報のバリアフリーの推進	3	10	16	17		
6-2 日常生活における安全安心の確保 3 11 17	6 共に致	6 共に安心して暮らせるまちづくりの推進						
		6-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	3	11	16	17		
		6-2 日常生活における安全安心の確保	3	11	17			
6-3 災害時の安全安心策の強化 3 11 17 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		6-3 災害時の安全安心策の強化	3	11	17			



4. 重点施策

本計画の基本的な考え方を踏まえ、本計画をより効果的に推進していくため、下記の施策を重点施策とし、3年ごとに策定する「障害福祉計画・障害児福祉計画」において、各施策の重点事業を設定し、効果的かつ効率的に、施策を推進するよう取り組んでいきます。(重点事業 P113)

基本目標	施策
基本目標 1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成	1-1 障害を理由とする差別の解消の推進
基本目標2	2-1 相談支援体制の確保
安心して暮らすための支援体制の推進	2-3 生活支援体制の充実
基本目標 3 児童の発達支援や療育支援体制の推進	3-1 発達・療育支援環境の充実
基本目標 4	4-1 多様な就労への支援
自分に合った働き方のできる環境づくりの推進	4-2 一般就労の推進
基本目標5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進	5-1 移動支援の充実





■ 第4章 施策・事業の展開

- ◆基本目標1 障害による差別をなくし、支えあう市民意 識の醸成
- ◆基本目標2 安心して暮らすための支援体制の推進
- ◆基本目標3 児童の発達支援や療育体制の推進
- ◆基本目標4 自分に合った働き方のできる環境づくり の推進
- ◆基本目標5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進
- ◆基本目標6 共に安心して暮らせるまちづくりの推進



◆基本目標1 障害による差別をなくし、支えあう市民意識の醸成

障害を理由とする差別の解消の推進 ●施策 1 - 1













《施策の目的等》

- 障害を理由とした差別を解消し、障害の有無によって分け隔てられることな く、人格と個性を尊重しあいながら共生社会を実現することを目的とする施 策です。
- 障害のある人への「社会的障壁」を取り除くのは、社会の責務であるという 「障害の社会モデル」の考え方をすべての人が理解し、障害のある人への差 別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供を推進します。
- 学校・団体・グループ等への出前講座など、すべての市民が障害のある人に 対する理解を深められる取組を推進します。

【現状と課題】

平成 25 年に「障害者差別解消法 *」が制定され、平成 28 年 4 月に施行されまし た。障害者差別解消法では、国・地方公共団体等において、障害を理由とする不当な 差別的取扱いが禁止されました。また、障害者等に対する合理的配慮 *の不提供を差 別と規定するとともに、対象となる障害者等は、身体障害、知的障害、精神障害(発 達障害を含みます。)、その他心身の障害のある人で、障害や社会的障壁によって日常 生活や社会生活が困難となる人とされており、障害者手帳の所持者に限られるもので はありません。

当事者アンケートでは、約4割の方が差別や偏見があると感じており、未だすべて の人に障害についての理解が正しく十分に浸透しているとは言いがたい状況です。特 に障害がわかりにくい精神障害や難病の方は、差別や偏見があるとの回答は約5割と なっており、発達障害の方では6割以上になっています。障害や難病についての理解 啓発は重要な課題となっています。

[※] **合理的配慮**:障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除 くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や 地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。



64

[※] **障害者差別解消法**: 障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障害を理由とする差別等 の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成28年4月に施 行された。正式名称:「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

障害者差別解消法及び石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例の趣旨を踏まえ、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を推進するため、障害及び障害のある人についての理解啓発活動を更に進めていく必要があります。

障害の社会モデルとは

障害の「社会モデル」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活での困りごとや生活のしづらさは、心身の機能障害にのみよるものではなく、社会における様々なバリア(障壁)によって生じるものであり、そのバリア(障壁)を取り除くのは、社会の責務であるとし、社会全体の問題としてとらえる考え方です。

それに対し、社会的不利は、個人の心身の機能障害によるものとし、個人的な問題としてとらえる考え方を「医学モデル(又は個人モデル)」といいます。

【取組内容】

1-1-1 広報・啓発活動の推進

障害を理由とする差別解消に関して、行政機関はもちろん企業や市民に広く周知、 啓発活動を行います。

障害への理解を深める研修・イベント等の開催や市報、ホームページ等あらゆる機会をとらえながら啓発活動に取り組み、市民に対し、障害や障害者についての正しい知識の普及と障害のある人に対する理解促進を図ります。

主な取組	内容	担当課
障害者理解の促進	障害に関する関心・理解を深める講演会や研修会、ふれあいイベント等を開催します。 合理的配慮を推進するため、考え方や事例紹介等による理解啓発活動を行います。	
	市報や市ホームページをはじめ、マスメディアを活用した障害への理解啓発を推進します。 障害者団体等の啓発活動を支援します。	障害福祉課
	障害者週間 * (12/3~9) に障害者団体の活動紹介やイベント等を開催します。 特に周囲の理解が必要な発達障害についての理解促進に努めます。	

[※] **障害者週間**: 障害者基本法に定める、12月3日から9日までの一週間の名称。国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とする。



65

主な取組	内容	担当課
障害者理解の促進	身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)の普及 啓発に努めます。 難病や内部障害等の外見からはわかりにくい障害の ある人への配慮を促す「ヘルプマーク」等の「障害者 に関係するマーク」の普及啓発に取り組みます。	障害福祉課
	市職員を対象に研修等を行い、合理的配慮を推進し、 市職員対応要領 *により、障害を理由とする差別解消 に関し適切な対応に努めます。	障害福祉課 人事課

取組	実施主体
地域の障害者等の理解を深めるため	石巻市女川町
の研修・啓発活動(理解促進部会)	自立支援協議会
広報紙「社協だより」の発行	社会福祉協議会



団体による障害者週間啓発活動 「きらり photo スケッチ展示」

【取組内容】

1-1-2 福祉教育の推進

学校での福祉教育や生涯学習等の機会を利用し、キャップハンディ体験 *、わかりやすい手話講座等、子どもから大人まで、すべての市民が、障害のある人に対する理解を深められる取組を推進します。

主な取組	内容	担当課
出前講座	「ワンポイント手話講座」、「地域共生社会」 について、 学校・団体・グループ等への出前講座を行います。	障害福祉課
福祉教育の充実	学習の時間に、車椅子体験やアイマスク体験等の福祉 体験を通して、子どもたちに思いやりと支えあいの気 持ちを醸成します。	学校教育課

取組	実施主体
キャップハンディ体験学習会	社会福祉協議会
福祉教育助成金の交付(小・中学校対象)	

^{**} 市職員対応要領(障害を理由とする差別の解消の推進に関する石巻市職員対応要領): 石巻市職員が事務・事業を行うにあたり、障害を理由とする差別の解消に関し適切に対応するための事項を定めたもの。

^{**} キャップハンディ体験:ハンディキャップを持った人の状況を疑似体験することで、ハンディキャップのある人の置かれている状況や環境、障害に対する理解を深めてもらう活動。



●施策1-2 地域交流、ボランティア活動の推進







《施策の目的等》

- 障害への理解を深め、支えあう市民意識を醸成するため、相互交流の機会を つくることを目的とする施策です。
- 地域で支えあう意識を醸成するため、ボランティア活動を推進します。

【現状と課題】

障害による差別を解消していくためには、障害への理解が不可欠です。障害への理解を深めるためには、地域の人々と交流していくことが重要であり、障害のある人も、地域社会を構成する一人であることを認識し、積極的に地域内活動等に参加し、地域住民の方に広く受け入れてもらえるよう努めることが大切です。

ボランティア活動については、ボランティア団体の高齢化、生活支援ボランティア 育成及び活動普及、ボランティア団体の連携が課題となっており、専門機関との連携 によるボランティア育成、ボランティアの登録・コーディネート業務の強化、体制整 備が重要になります。

身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障害者団体や事業所等との連携・協力により、ボランティア活動等を含めた多様な機会を通じて地域住民とふれあい、 障害のある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。



1-2-1 地域交流活動の推進

障害者団体や地域活動団体、事業所等が主体的に行う交流活動を支援し、障害の有無にかかわらず市民が交流し、ふれあう場を確保します。

主な取組	内容	担当課
地域づくり基金事業助成 金の支給	地域振興やコミュニティの活性化を図る事業を自主的に行う団体に対し助成します。	地域協働課
地域交流活動への障害者 の参加促進	地域交流活動を実施する障害者団体等に対し、補助金を 支給します。	障害福祉課
	福祉イベントや障害者支援団体等が主催する交流会の 開催を支援します。	

【取組内容】

1-2-2 ボランティア活動の活性化

ボランティア団体の活動支援やボランティアの育成等により活動の活性化を図るとともに、障害者施設や地域におけるボランティア活動の機会の拡充を図ります。

主な取組	内容	担当課
手話奉仕員養成講座等の開 催	聴覚障害者等が地域での交流を円滑にするため の支援者となる手話奉仕員を養成します。	
	手話奉仕員の手話技術向上のため、フォローアップ研修を行います。	障害福祉課
ボランティア活動支援	障害者に対するボランティア養成等を実施する 団体に対し、補助金を支給します。	

取組	実施主体
ボランティア育成講座	社会福祉協議会
ボランティアセンター運営	1 化云油似肠或云
ボランティア活動への参加	地域住民



団体によるボランティア養成講座「目の不自由な方との歩行体験」



手話奉仕員養成講座



●施策1-3 人権・権利擁護の推進









《施策の目的等》

- 市民一人ひとりが個人の尊厳を重んじ、すべての人の人権が尊重される地域 社会づくりを進めるための施策です。
- 障害によって、権利利益の侵害や不利益を被ることのないよう必要な取組を 推進します。

【現状と課題】

本計画が目指す石巻市の姿は、障害者基本法が示す「地域社会における共生」であ り、障害の有無にかかわらず、誰もが基本的人権を享有するかけがえのない個人とし て尊重され、すべての市民が相互に人格と個性を尊重しあい、障害の有無によって分 け隔てられることなく、地域社会において、共に安心して暮らせる福祉のまちです。

市では、障害者の権利と財産を守るための取組として、成年後見制度の利用を支援するとともに、虐待に対応するための窓口である虐待防止センターを設置し、様々な事案に対応しています。

当事者アンケートでは、成年後見制度の認知度は約2割であり、認知度は低いと考えられます。「全く知らない」方が2割以上存在するため、まずは成年後見制度についての情報提供活動が重要になってきます。更に、制度の周知や後見人等支援、関係機関との情報共有等のため、ネットワークを整備する必要があります。

障害者の虐待については、市においての相談件数は、平成 29 年度、平成 30 年度 は各7件、令和元年度は 15 件あり、その中で、虐待が確認された件数は、平成 29 年度 2件、平成 30 年度 4 件、令和元年度が 12 件と増加しています。

障害者虐待防止対策については、引き続き虐待の早期発見に努めるとともに、障害者虐待防止の啓発による理解促進を図っていきます。また、養護者等による障害者虐待を未然に防ぐための取組を行います。



1-3-1 権利擁護・成年後見制度利用の促進

判断能力が不十分な知的障害者や精神障害者等に対して、本人の意思をできる限り 尊重しながら、権利と財産を保護支援するために、成年後見制度の利用促進に努めま す。また、人権相談の実施等により、障害のある人の権利擁護に努めます。

主な取組	内容	担当課
成年後見制度利用支 援	判断能力が不十分な知的障害者等で、親族による成年後見の申立てが困難な場合に、市長が申立てを行います。	
	低所得者に対し、申立て経費や後見人等への報酬の助成 を行います。	障害福祉課
成年後見制度の普及 啓発	市民や相談支援事業所等へ向け、研修会の開催等により制度の周知を図ります。	
人権相談の実施	人権擁護委員による人権相談会を実施します。	総務課
選挙権行使の支援	代理投票や点字投票及び郵便による投票により、障害者 への投票支援を行います。	選挙管理委 員会

取組	実施主体
日常生活自立支援事業(まもりーぶ)※	社会福祉協議会

【取組内容】

1-3-2 障害者虐待防止対策の推進

家族等の心身の負担軽減等により、虐待の防止に努めるとともに、関係機関との連携や地域への理解促進を図りながら、早期発見と適切な対応が取れる体制の充実を図ります。

主な取組	内容	担当課
障害者虐待防止の理	障害者虐待に関する理解促進を図るための広報活動や研修会等	
解啓発	を実施します。	
障害者家庭訪問等個	虐待のあった家庭やそのおそれのある障害者の家庭を相	
別支援事業	談支援専門員が訪問し、指導・助言を行うほか、必要な福	虐待防止
	祉サービスを提供して、虐待の防止を図ります。	センター
障害者緊急一時保護	緊急一時保護を必要とする虐待が発生した場合に、安全確保を行	ピンター
事業	うとともに、障害者支援施設への保護を実施します。	
障害者権利擁護支援	障害者虐待に対する問題解決のため、弁護士から助言を受	
弁護士相談事業	けて適切な支援を行います。	

取組	実施主体
施設内での虐待防止対策の推進	サービス事業所
虐待発見時の通報	地域住民

^{**} 日常生活自立支援事業(まもりーぶ): 認知症高齢者・知的障害や精神障害のある人など、判断能力が低下している人が自立した地域生活を送れるように、福祉サービスの利用援助を行うことにより、その人の権利を擁護することを目的とした事業。



_

◆基本目標2 安心して暮らすための支援体制の推進

相談支援体制の確保 施策2-1









《施策の目的等》

- 障害のある人が、地域で暮らしていくために必要な支援やサービスを適切に 受けられるようにするための体制づくりを目的とした施策です。
- 多様な相談内容に応じることができるよう、窓口等の相談体制を充実し、総 合的な相談支援体制の強化を図ります。

【現状と課題】

障害がある人の悩み事や困りごとの相談、必要な福祉サービスが受けられるように するための相談支援は、市窓口のほか、石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみ 及び4か所の委託の相談支援事業所が担っています。

市窓口には、相談支援員及び手話通訳者を ※配置し、相談体制の強化を図っていま व

相談員の資質向上に向けては、各種研修会への参加や石巻市女川町自立支援協議会 の相談支援部会を開催しています。

当事者アンケートでは、約3割の人が相談しやすい体制が整っていないと回答し、 その理由として、約6割の人が「どこに相談していいかわからない」と回答しており、 相談窓口の周知を図る必要があります。

相談支援においては、複数の問題を抱えた相談や対応が困難な内容が多くなってお り、そうした多様な相談に対応するために相談員の質の向上が求められています。

また、国においては子ども、障害、高齢、生活困窮等の相談を属性や世代を問わな い相談体制づくりを目指しており、様々な相談に対応できるよう関係機関との連携強 化が必要になっています。包括的相談支援を行う上で、関係機関とのネットワークづ くりを進めていますが、更に充実を図っていくことが必要です。

^{*} 手話通訳者:音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳する人のこと。「手話通訳士」(厚生労働大臣認 定資格)、「手話通訳者」(都道府県等認定、全国統一試験合格者)、「手話奉仕員」(市町村が実施する手話養成 講座修了者)がある。



2-1-1 相談機能の充実

障害のある人やその家族からの日常生活の困りごとや福祉サービスに関することなどの多様な相談内容に対し、身近なところで気軽に相談できるよう、各種窓口を設置し、多様な機会を活用した相談受付を行います。

また、障害者手帳を持っていない方や現に福祉サービスを利用していない方も必要な支援へつながるよう、相談窓口の周知や福祉制度の情報提供の充実を図ります。

主な取組	内容	担当課
障害者相談支援の充実	委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターにおいて、障害に関する各種相談に対する支援を行います。	1= — 11
	障害を理由とする差別に関する相談に対し、適切に対応 します。	
	精神障害者コミュニティサロンにおいて、創作活動等とともに、生活相談等を行います。	
	身体障害者相談員による障害に関する相談支援を行い ます。	障害福祉課
	障害福祉課の窓口に相談支援員を配置し、各種手続きの 対応や相談支援を行います。	
	障害福祉課に手話通訳者を配置し、手話通訳及び聴覚障 害者等からの相談に対応します。	
相談対応力の向上	職員・相談支援員等の各種研修への参加を推進します。	
情報提供の充実	ホームページや障害福祉ガイドブックの配布等により、 障害福祉制度及び関係機関や相談窓口の周知を図ります。	
地域福祉相談の充実	民生委員・児童委員が地域の高齢者や障害者等からの 様々な相談に応じ、福祉に関する情報提供を行うととも に、関係機関と連携し支援へつなげます。	福祉総務課
市民相談窓口	日常生活に関する市民生活全般にわたる相談に対応します。	市民相談センター
福祉まるごと相談窓口	障害だけではなく、経済的な問題や介護、生活支援など の複合的課題について、包括的な相談支援を行います。	包括ケア 推進室
心のサポート拠点事業	からころステーションにより、下記のように支援します。 ・心の健康相談(来所、訪問、電話等) ・専門知識を必要とする困難ケース等への対応 等	健康推進課
精神保健福祉相談	心のケアを必要とする本人及び家族等に、心理カウンセ ラー等による面接相談を行います。	
生活困窮者自立相談支援	生活が困窮している方からの相談を受け、生活面の問題 について、一人ひとりに合った支援プランを考え、問題 の早期解決を目指します。	保護課



2-1-2 総合的な相談支援の推進

本市では、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センター(石巻市・ 女川町基幹相談支援センターくるみ)を女川町と共同設置しています。

基幹相談支援センターの機能を活用し、各相談窓口及び関係機関の連携を図り、住宅や介護、サービス利用、就労、権利擁護など、様々な分野の総合的な相談支援体制の強化を図ります。

主な取組	内容	担当課
基幹相談支援センター の機能の充実	障害の種別(身体・知的・精神)、各種ニーズに対応した 総合的、専門的な相談支援を行います。	
	地域の相談支援事業所に対し、専門的な指導及び助言を 行うほか、人材育成を支援します。	障害福祉課
	地域の相談機関及び関係機関との連携強化を図ります。	焊 古
相談支援定例会の開催	障害者の相談支援に関わる関係機関で、地域の障害者等の支援及び課題について情報を共有することにより、連携を図ります。(1回/月)	

	取組	実施主体
事例検討会の開催(1回/月)	(相談支援部会)	石巻市女川町
		自立支援協議会



石巻市・女川町基幹相談支援センターくるみ



石巻市女川町自立支援協議会相談支援部会 での勉強会



●施策2-2 保健・医療サービスの提供







《施策の目的等》

- 生涯を通じて、切れ目なく必要な保健、医療サービスが受けられる体制づく りを目的とした施策です。
- 障害のある人が身体の健康保持、増進に必要な支援を受けることにより、自らの「健康」や「体力」について、現在よりも安心感が得られるようになることを目指します。

【現状と課題】

住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らしていくためには、健康づくりの推進が 重要です。

当事者アンケートでは、ふだんの暮らしで困っていることについて、「自分の健康や体力に自信がない」が最も多く、33.1%と3人に1人の割合になっています。

市の保健事業では、各種健診を実施するとともに発達相談やメンタルヘルス講習会なども実施しています。また、生活習慣病 *の予防や早期療育へとつなげるための相談支援及び精神保健に関する取組も行っています。

障害の原因となる疾病等の予防と早期発見に努めるとともに、障害のある人が適切な保健・医療サービスが受けられるよう、今後とも、保健・医療分野と福祉分野との連携を進め、地域における医療支援体制の充実に取り組んでいく必要があります。

【取組内容】

2-2-1 保健サービスの充実

障害のある人が健康を維持し、住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、 保健サービスの充実に努めます。

また、乳幼児期をはじめライフステージごとの健康診査や保健指導・相談事業等を 充実することにより、乳幼児期の障害の早期発見や療育に務め、健やかな成長ととも に、健康の増進を支援します。

^{**} 生活習慣病:食事や不規則な生活などの生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている糖尿病や脳卒中、心臓病、脂質異常(高脂血症)、高血圧、肥満などの疾患の総称のこと。



主な取組	内容	担当課
母子保健事業	妊娠時から乳幼児期にわたり、異常の早期発見や早期治療を図り、成長発達を保護者とともに確認することを目的に、「妊婦一般健康診査」や「乳幼児健康診査」及び「各種相談」を実施します。	
精神保健福祉事業	地域精神保健福祉の向上及び自死対策の推進として、 「講演会」や「精神保健福祉相談」を実施します。	77 CT +44 \44 = EB
身体の不自由な方の健 診	車椅子等を利用している方で、結核・肺がん検診(座位) を希望された方の検診を実施します。	健康推進課
障がい児・者歯科診療 対策事業等	一般の歯科診療機関では対応困難な障害児者に対し、 「障がい児・者歯科診療所」での歯科治療を行います。	
	口腔内管理が難しい障害児者を対象に、歯科健診及び歯 科相談を行います。	

2-2-2 医療費の助成

障害のある人が必要な医療が受けられるよう、医療費を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

また、こうした負担軽減策が周知され、必要な人にもれなく提供されるよう、情報の周知、啓発に努めます。

主な取組	内容	担当課
自立支援医療	身体の機能障害を軽減又は改善するための医療費を助成します。(更生医療・育成医療)	
	精神障害のため、通院による精神医療を継続的に必要とする場合に、その医療費を助成します。(精神通院医療)	障害福祉課
重·中度心身障害者医療 費助成事業	重度障害者等の方の医療費を助成します。	



生活支援体制の充実 施策2-3











《施策の目的等》

- 障害のある人が、必要な支援を利用(自己選択) し、自ら行動できる(自己 実現)ための支援を行うことを目的とした施策です。
- 施設等で暮らす障害のある人が、円滑に地域生活移行ができるよう、障害の ある人の意思や状態に配慮した地域移行を推進します。
- 障害のある人が、地域での自立した生活を実現できるよう、在宅・施設での 生活を支援する様々なサービスの質的・量的な充実を図り、サービスを提供 します。

【現状と課題】

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、必要な支援を受けながら、自 らの意思に基づき、どこでどんなふうに生活するかを選択し、それが実現できるよう、 生活基盤の安定を図る施策を進めていくことが重要です。

生活を支援する障害福祉サービスは、平成25年度施行の障害者総合支援法により、 障害のある人の範囲に発達障害者や難病患者が加わる等の改正が行われ、年々全体的 なサービス利用量は増加しています。

当事者アンケートでは、「同行援護、行動援護、移動支援」の今後の利用意向が高く なっていますが、同行援護及び行動援護の事業所及び人材が不足している状況にあり ます。また、サービスを利用するときの問題点では、「どんなサービスがあるのかわか らない」(18.1%)が最も多くなっています。生活の問題点や不安については、「充分 な収入が得られない」、「将来、生活費の負担ができるかどうか不安」といった経済的 な心配事が高い割合となっています。

障害のある人の安定した生活のためには、必要とする障害福祉サービスが適切に提 供できる体制の整備を図るとともに、各種手当、年金等の経済的支援制度の情報提供 に努め、制度の利用により経済的な負担を軽減する必要があります。

また、生涯を通じて、障害のある人が望む場所で安心して暮らせるよう、地域生活 支援拠点等の機能の充実を図る必要があります。



2-3-1 障害福祉サービスの充実

在宅生活を支援するための障害福祉サービスを利用しながら、安心した日常生活及び社会生活を送れるよう、障害の種類にかかわらず安定したサービスの提供とニーズに応じた生活支援策の充実に努めます。

日中活動を支援するため、一人ひとりの状況や意欲・能力等に応じた、入浴や食事等の介護、創作的活動等を行う生活介護、日中一時支援等の多様な活動の場の提供に努めます。また、障害の状態や生活状況等に応じて、障害者施設や共同生活援助(グループホーム)等を利用することにより、安心して暮らしていくことができる居住・生活の場の確保に努めます。

障害のある人が自己選択・自己決定ができるように、必要とするサービスを提供する事業所との連携を図り、地域生活支援拠点等の機能の充実を含む基盤強化を図ります。

9。		
主な取組	内容	担当課
在宅障害福祉サービスの充実	在宅障害福祉サービスの提供体制の充実、質の向上を図ります。 ・訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援) ・移動支援 ・訪問入浴サービス	
日中活動の場づくり	日中活動に関するサービスの提供体制の充実、質の向上を図ります。 ・生活介護(デイサービス) ・自立訓練(機能訓練、生活訓練) ・就労継続支援(A型、B型) ・地域活動支援センター ・日中一時支援 ・精神障害者コミュニティサロン	
居住・生活の場の確保	居住系サービスの提供体制の充実、質の向上を図ります。 ・共同生活援助(グループホーム) ・施設入所支援 ・自立生活援助	障害福祉課
補装具の支給	義肢 (義足、義手)、車椅子、補聴器等の補装具の購入 等費用を助成します。	
日常生活用具給付	日常生活の便宜を図るための用具を、障害の種別や程 度に応じて給付します。	
地域生活支援拠点等の機能の充実	障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制 の充実を目指します。	
サービス事業所の適正な 運営管理の推進	国・県との連携により適正な運営管理を推進します。 事業所の実地指導・監査を実施します。	



取組	実施主体
介護用品の貸与事業	计合行补执键合
紙オムツ購入助成事業	社会福祉協議会
障害福祉サービスの提供	サービス事業所

2-3-2 重症心身障害児者の支援

重度心身障害児者が、地域で安心して暮らすための福祉サービスや医療が、適切に 提供され、安定した在宅生活が継続できるよう、関係機関と連携し、支援体制の充実 を図ります。

主な取組	内容	担当課
医療型短期入所事業	医療的ケアが必要な重い障害のある人(18 歳以上)を対象とし、介護者の休養や冠婚葬祭等の場合に、短期間の入所により食事、排泄等の介護を行います。	市立病院
重症心身障害児者短 期入所利用支援事業	市外の指定短期入所事業所を利用した場合に、施設までの 移動に要する燃料費のほか、必要に応じてヘルパーの同行 費用を助成します。	
医療的ケア児等への支援	医療的ケア児等が、適切な支援が受けられるよう、保健、 医療、福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図るための 協議の場を設けます。	障害福祉課
	医療的ケア児等に対する総合的な支援のため、医療的ケア 児等コーディネーター*を配置します。	

【取組内容】

2-3-3 地域生活移行の推進

施設等で暮らす障害のある人が、地域での暮らしを望むときに、円滑な地域生活移行ができるよう、地域生活移行への意向の把握やグループホームでの生活体験、障害のある人の意思や状態に配慮した地域移行を推進します。

障害のある人の地域での暮らしを継続的に支援できるよう、関係機関及び事業者と連携し、地域生活に必要な支援やサービスの確保、緊急時に対応できる体制づくりに努めるとともに、地域住民の理解を深め、支えあいながら暮らしていく体制づくりを推進します。

[※] **医療的ケア児等コーディネーター**:人工呼吸器を装着している障害児や重症心身障害児者などの日常生活を営むために医療等を要する状態にある障害児の支援を総合調整する人材。保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対してサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ支援を行う。



主な取組	内容	担当課
医療と福祉の連携強化	石巻市女川町自立支援協議会の活動を通して、医療と福祉の連携強化を進めます。	
相談支援の充実	委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターにおける相談支援により、地域生活移行を支援します。	障害福祉課
	地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の利用を 促進します。	坪 古他仙床
知的障害者グループホーム体験ステイ	グループホームでの生活訓練を体験することにより、地域での自立生活を支援します。	

2-3-4 経済的支援の実施

障害のある人やその家族の経済的な不安や負担の軽減のため、各種手当制度、各種割引、減免等の制度が適切に利用できるよう、制度の周知及び利用促進を図ります。

主な取組	内容	担当課
手当や助成金の支給	各種手当等の支給により、生活の安定を図ります。 ・特別障害者手当等の支給 ・特別児童扶養手当の申請受付 ・社会参加促進助成券の交付 ・自動車改造費助成・運転免許取得費助成 ・在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成 ・障害福祉サービスの利用負担軽減 ・共同生活援助(グループホーム)利用助成(家賃補助) ・高額障害福祉サービス費の支給	障害福祉課
税金・公共料金の減免 申請の受付	税金・公共料金等の減免制度の周知を図ります。 ・NHK放送受信料の減免申請受付 ・有料道路における障害者割引の申請受付 ・自動車税等の減免のための生計同一証明書の発行等	
障害基礎年金の受付	国民年金法の障害 1 級、2 級に該当し、一定の条件を満たす方を対象に、障害基礎年金の受付を行います。	保険年金課

取組	実施主体
障害基礎年金の受付	年金事務所



◆基本目標3 児童の発達支援や療育体制の推進

●施策3-1 発達・療育支援環境の充実









《施策の目的等》

- 子どもとかかわる職員等が発達や障害に対する理解を深め、合理的配慮がな される環境づくりを目的とした施策です。
- 障害のある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすために、障害の早期発見、 早期療育支援を図る体制の整備を推進していきます。

【現状と課題】

市では、保健事業や障害児福祉サービス等を通じて障害の早期発見や療育相談を行うとともに、石巻市かもめ学園(指定管理)において、在宅の障害のある子どもの日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練等を実施しています。

当事者アンケートでは、子どもの療育支援への対応として特に必要と思う社会資源として、「子どもの障害に応じた適切な支援を行える療育機関」が7割以上で最も多くなっています。また、学校等の生活で望むこととして「保育士や教師が障害への理解を深め、子どもの能力や障害の状態にあった指導をしてほしい」が7割近くを占めており、子どもの個性に応じた療育・指導が望まれています。

障害児支援においては、子どもの成長に応じた適切な支援と各段階に応じた保健、 医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫し た支援体制の構築が求められています。

また、子どもの健やかな育成のためには、子ども及びその家族に対し、障害の疑いのある段階から、身近な地域で支援できるよう、障害種別にかかわらず、専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、障害児通所支援事業所等との緊密な連携を図り、重層的な地域支援体制の構築を図るため、地域の中核的な支援施設となる児童発達支援センターの整備が必要です。

本市では、令和2年度から石巻市かもめ学園において、保育所等訪問支援を実施することにより、障害児支援の提供整備を図っていますが、当面、同園を活用しながら必要な児童発達支援のサービスを確保するとともに、切れ目のない障害児支援の拠点となる新たな施設(児童発達支援センター)整備を目指します。



3-1-1 発達や障害に対する理解を深めるための取組の推進

各種研修・講座等を通じて、子どもとかかわる職員等が発達や障害に対する理解を深め、障害特性に応じた適切な支援・指導につなげるとともに、合理的配慮がなされる環境づくりに努めます。

主な取組	内容	担当課
障害児保育に関する研修 実施及び参加促進	障害児保育を実施している保育所の保育士を対象 に障害に対する理解や知識の習得を図るための研修を実施するとともに、外部研修の受講を促進します。	子ども保育課
教職員等研修の充実	保育所の保育士及び幼稚園教諭を対象に、発達に偏りのある子ども及びその保護者に対する適切な支援方法について研修を実施します。	
	多様な障害に対する理解を深め、児童生徒が個に応じた適切な学び方を身に付けられるようにするための研修を、特別支援教育コーディネーター*及び特別支援教育支援員*を対象に実施します。	学校教育課
	ことばの教室の指導教員を対象に、正しい発音の仕 方を身に付けさせるための指導法について研修を 実施します。	

【取組内容】

3-1-2 障害の早期発見及び療育支援の充実

子どもの障害の早期発見に努め、適切な支援や療育を行うとともに、必要に応じて専門的な支援につなげます。

また、身近な地域で適切な療育支援を継続的に受けることができる体制や相談体制を整備し、障害のある子どもやその保護者等が必要とする情報を得ることにより、障害によって生ずる様々なニーズに的確に対応し、安心して充実した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら発達・療育支援環境の充実に努めます。

^{**} 特別支援教育支援員:小・中学校の通常学級で、個別の支援を必要とする児童生徒に支援が行き届くように学級担任等の指示を受けながら支援を行う役割を担っている。



[※] 特別支援教育コーディネーター:特別支援教育とは、障害のある子どもの可能性を最大限に伸ばすことを目指し、 適切な支援や指導を通じて行う教育のことをいう。特別支援教育コーディネーターは、校内の特別支援教育充実 のために、連絡・調整・研修・相談等をコーディネートする役割を担っており、石巻市では、すべての学校で1名任 命されている。

主な取組	内容	担当課
母と子の遊びの広場事業	1歳6か月児健診の事後フォローとして、子どもの遊びと親の交流を通じて、子どものより一層の発達を促します。	<i>₽</i> ₽₽₽₩₩₽₽₽
発達相談事業	子どもの発達の心配や生活上の悩みなどについて、臨 床心理士等の専門職による相談会を実施し、適切な支 援や保護者の育児不安の軽減に努めます。	健康推進課
就学前ことばの教室の運 営事業	幼児の言語障害を早期に発見し、適切な矯正支援を行 います。	学校教育課
障害児通所支援サービス の充実	児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問 支援などの事業を実施し、一人ひとりの障害に応じた 適切な支援や療育を実施します。	
「石巻市かもめ学園」運営 事業	心身障害児に対して、必要な機能訓練及び生活指導を 行い、これらの子どもの療育に資するとともに、子ど もの健全な育成等を図ります。	障害福祉課
障害児への切れ目のない 支援体制の構築	ライフステージに応じた支援体制整備に向け、切れ目 のない障害児支援の拠点となる施設(児童発達支援センター)の設置を目指します。	





石巻市かもめ学園のようす



●施策3-2 保育・教育環境の充実











《施策の目的等》

- 乳幼児期、学齢期を通じて、障害のある子どもたちが健全に成長し、「学ぶ カ」、「生きる力」を育むことを目的とした施策です。
- 障害のある子どもたちの成長を促す保育や教育の環境を整え、将来への可能 性を広げるための事業を行います。

【現状と課題】

学校教育においては、県立支援学校と連携しながら、就学前の段階から様々な機会 を通じて適正な就学を支援するとともに、小・中学校の通常学級には特別支援教育支 援員を配置しています。特別支援教育支援員の配置によって、発達に偏りがある児童 生徒も安心して学ぶことができています。

また、中学校の特別支援学級に在籍する生徒には石巻市特別支援教育共同実習所で 学ぶ機会を設定し、多様な作業や行事を通して、勤労観や社会性が身に付けられるよ うにしています。

学校の施設整備については、障害のある児童生徒の必要性に応じて整備しており、 入学前に本人及び保護者と話しあいをしながら整備に取り組んでいます。

改築工事や大規模な改修工事などが実施される際に、「石巻市学校施設整備保全計画」 で定めるバリアフリー水準に沿った施設整備を進めます。

学校現場においては、年々、発達の偏り等により、個別の支援を必要とする児童生 徒が増えている状況です。自立と社会参加を目指した指導を的確に進めるためにも、 公的機関や医療機関で早期から相談や診察を受けることも必要です。

また、障害児の支援が適切に行われるために、就学及び卒業時において、支援計画 等が円滑に引き継がれる体制整備を進めるとともに、障害児通所支援事業所や就労移 行等の障害福祉サービス事業所等と緊密に連携を図るなど、福祉部局と教育委員会等 との連携体制を更に充実させる必要があります。



3-2-1 障害のある子どもたちへの保育・教育の推進

障害のある子どもたちの地域社会への参加やインクルージョン * (包含)の理念に基づき、障害の有無にかかわらず、「共に遊び、共に学ぶ」機会の拡充に努め、必要な支援、配慮がなされながら、共に育ち、学ぶことのできる保育・教育を推進します。

主な取組	内容	担当課
障害児保育事業	保育所等において、障害のある子どももない子どもも一緒に 保育し、相互の健全な育成を図ります。	子ども保育課
就学相談の実施	個別の支援を必要とする年中児の保護者が、安心して就学先 を考えられるように就学説明会を実施しています。	
	年長児の保護者には個別の就学相談に対応するとともに、入 学予定の学校見学及び教育相談を勧め、入学までの連携体制 を整えています。	
特別支援教育支 援員の配置	小・中学校の通常学級において、発達の偏り等により部分的に支援を有する児童生徒を支援するために特別支援教育支援員を配置しています。徐々に支援無しで学習や生活を送ることができるように意図的・計画的に配置しています。	学校教育課
特別支援教育共同実習所の運営	石巻市立中学校の特別支援学級の生徒が多様な体験を通して、勤労観や社会性が身に付けられるように年間計画を立て、実習を行っています。	
保育所等訪問支 援事業	保育所や幼稚園等の集団生活を営む施設を訪問し、障害のない子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行います。	障害福祉課

【取組内容】

3-2-2 学校施設の整備・充実

障害のある子どもが、学校で共に学ぶ中で、より多様な人間関係を構築し、共に成長する環境を整えるとともに、障害によって生じる教育的ニーズを的確に把握し、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校施設及び教育環境の整備・充実に努めます。

主な取組	内容	担当課
学校施設及び教育環境の整 備・充実	学校施設のバリアフリー化を推進します。	学校管理課

^{**} **インクルージョン**: 「包含、包み込む」ということを意味し、「教育及び福祉の分野では、障害があっても地域で地域 の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念でとらえられている。



_

◆基本目標4 自分に合った働き方のできる環境づくりの推進

●施策4-1 多様な就労への支援









《施策の目的等》

- 障害のある人が様々な訓練や支援を通じ、働く意欲を促進するための施策です。働く意欲のある人が自分に合った働き方のできる支援を行います。
- 労働環境の向上を図るため、障害者施設からの物品購入等を推進するととも に、販路拡大に向けた情報発信を支援します。

【現状と課題】

障害のある人が就労することは、経済的自立や生きがいづくりとともに、一人ひとりが持つ能力を発揮することで地域社会に参画し地域貢献につながりますが、障害者の雇用環境は、依然として厳しい状況にあります。

当事者アンケートでは、就労している方が3割以上、就労による1か月の収入は「5~10万円」が2割弱で最も多くなっています。仕事や作業、訓練のために望むこととして、「障害のことを理解してくれること」が3割以上で最も多くなっており、ここでも障害への理解促進が課題となっています。

利用者一人ひとりに合った就労支援サービスを提供する必要がありますが、就労継続支援 A 型(雇用型)事業所が不足気味です。また、重度障害の方や行動障害のある人が利用できる事業所が不足しており、利用者に応じた多様な働き方ができる支援を提供する必要があります。

令和元年度の県内の就労継続支援B型の平均工賃は17,477円、A型の平均賃金は77,626円であり、自立した生活を送るためには充分と言えず、本市においても同様であり、工賃の向上が必要です。

今後は、企業内での障害への理解の促進に向けて、就労環境の改善も含めて、積極的に障害者雇用の啓発や情報提供活動に取り組んでいく必要があります。また、福祉的就労 *における工賃向上のため、就労施設の受注拡大等への支援が必要となっています。

[※] **福祉的就労**:障害等の理由により一般企業等で働くことが困難な障害のある人に対し、障害福祉サービスとして就労すること。(対象となるサービスは、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)等。)



4-1-1 福祉的就労の場の提供

障害の状況や意欲・能力に応じた多様な就労の場を提供するため、一般企業等での 就労が難しい人の働く場として、引き続き福祉的就労の場の提供を支援します。

また、障害のある人が各々の適性に応じたサービス提供事業所を選択できるよう、 特に最低賃金が適用される就労継続支援A型事業所の開設等を推進していきます。

主な取組	内容	担当課
就労継続支援(A型・B型) 事業	一般企業等で雇用されることが困難な方に対して、 働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練を行います。	障害福祉課
地域活動支援センター事業	センターにおいて、創作的活動または生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流機会を提供します。	

【取組内容】

4-1-2 障害者施設からの物品購入等の推進

就労支援施設等における生産性の向上及び労働環境の向上を図るため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、石巻市が発注する物品及び役務について、就労支援施設等からの積極的な調達に取り組んでまいります。販路拡大に向けて、障害者施設の製品等の情報発信を支援します。

主な取組	内容	担当課
障害者就労施設等からの物 品等の調達促進支援	市が発注する役務等について障害者就労施設等から の優先調達に取り組みます。	原金を行うと言
就労支援施設等製品販売会 の開催	市役所内や商業施設等で、就労支援施設等で製作した製品の販売会を開催します。	障害福祉課

取組	実施主体
就労支援施設等製品販売会	石巻市女川町
の開催(就労支援部会)	自立支援協議会



"Shitte&Katte" ~障害者就労施設等製品販売会~



●施策4-2 一般就労の推進









《施策の目的等》

- 地域社会での自立した生活を送るために、一般就労への移行を促進すること を目的とした施策です。
- 一般企業等への就労移行に向けた各種支援制度の周知及び制度の活用促進や 雇用に関する情報提供に取り組んでいきます。

【現状と課題】

就労移行支援等を利用し、一般就労へ移行した方は、平成 29 年が8人、平成 30 年が12人、令和元年が17人と増加しています。一方、一般就労への移行を促進するためには、就労移行支援の利用者の更なる増加を図る必要がありますが、現状では利用ニーズが少ないことなどで事業所の休止や廃止が続いています。

石巻管内の民間企業の障害者雇用率は、2.12%(令和2年6月1日現在)で、前年の2.08%を上回っていますが、全国平均2.15%、県平均2.17%を下回っています。 民間企業の法定雇用率は、平成30年4月に引き上げられ、2.2%でしたが、令和3年3月に更に引き上げがあり、2.3%となりました。

今後は、一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障害への理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があるほか、就労移行及び就労定着を支援するサービス提供事業所の確保に努めるとともに、一般就労へ移行した利用者が安心して働けるよう継続した支援の提供が求められています。

【取組内容】

4-2-1 雇用・就労の促進

就労移行を支援するサービス提供事業所の確保に努めるとともに、関係機関と連携 しながら、一般企業等への就労移行に向けた各種支援制度の周知及び制度の活用促進 や雇用に関する情報提供、就労しやすい環境づくりを推進します。

主な取組	内容	担当課
就労移行支援事業	就労を希望する方に対して、一定期間、就労に必要な知識・ 能力の向上を図るための訓練を行います。	
特別支援学校生徒へ の就労支援	特別支援学校生徒に対して、在学中から相談支援専門員や就 労移行支援事業所とつなげ、就労等アセスメント等を行い、 卒業後の円滑な地域への移行を支援します。	障害福祉課



主な取組	内容	担当課
ハローワーク等との 連携による雇用・就	ハローワーク主催の障害者就職面接会の開催を支援します。	
労の促進	障害者就労支援ネットワーク会議により、ハローワーク、石 巻地域就業・生活センター、サービス事業所等の関係機関で、 地域の雇用状況等の情報を共有し、就労支援体制の充実を図 ります。	障害福祉課
チャレンジ雇用 *の 活用	障害者が就労経験を積み、一般企業への雇用につながるよう チャレンジ雇用を活用し、障害者の就労を支援します。	しまま
市職員の障害者採用 の推進	石巻市障害者活動推進計画に基づき、市職員の障害者雇用率 について、法定雇用率以上を目指します。	人事課

取組	実施主体
障害者雇用に関する広報・啓発	ハローワーク
就職活動の支援	石巻地域就業・生活
	センター
就労に向けた情報提供や訓練等の実施	サービス事業所
サービス提供体制の充実	リーレス争未別
障害者雇用の促進と法定雇用率の遵守	一般企業

4-2-2 就労定着への支援

職場への定着を支援するために、就労に必要な指導、助言等の支援を行う就労定着支援の利用促進や雇用主や職場への理解啓発等により、就労定着への支援に努めます。

主な取組	内容	担当課
就労定着支援事業	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害のある人に対して、就労に伴う環境変化による生活面の課題について、企業や自宅等へ訪問したり、連絡調整や指導助言を行います。	障害福祉課
障害者の就労について の理解啓発	ハローワークや石巻地域就業・生活支援センターと連携 し、事業主に対し、障害者の就労についての理解啓発や支 援制度の周知に努めます。	障害福祉課 商工課

取組	実施主体
職場定着に向けた支援	石巻地域就業・生活
	センター
サービス提供体制の充実	サービス事業所
障害のある人が働きやすい環境の整備	一般企業

^{**} **チャレンジ雇用**: 障害者を1年以内の期間を単位として、国や地方公共団体において、非常勤職員として雇用し、 1~3年の業務の経験を踏まえ、ハローワーク等を通じて一般企業等への就職につなげる制度。



_

◆基本目標5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくりの推進

●施策5-1 移動支援の充実







《施策の目的等》

- 障害のある人の行動範囲の拡大、社会参加の促進を目的とした施策です。
- 移動に伴う経済的負担の軽減を図ることを目的とした施策です。

【現状と課題】

障害のある人は、自動車の運転が困難な方も多い中、公共交通のみでは移動先や時間等が制限されます。

当事者アンケートでは、外出時に困ることとして「交通機関が少ない(ない)」が2割以上で最も多くなっています。「道路や駅に階段や段差が多い」や「列車やバスの乗り降りが困難」も多く、交通関係の問題点が多くみられます。

移動支援については、一部の地域では、活用できる公共交通機関が限定され、JR、バス(住民バス含む)の本数が少なく、乗継も不便となっており、外出においての困難が生じています。同行援護、行動援護の事業所及び人材が不足していることも、社会参加や文化活動等への参加がしにくい要因の一つと言えます。

市では、障害のある人の移動支援及び社会参加促進のため、社会参加促進助成券(タクシー・自動車燃料費共通助成券)を交付しているほか、移動支援や同行援護、行動援護といったサービス、自動車改造や運転免許証取得に伴う助成等の事業を行っています。

また、市の地域交通の基本方針である石巻市総合交通戦略の進行管理などについて 審議する総合交通戦略審議会や、住民バスや市民バスなどに関する事項について協議 する地域公共交通会議においては、令和2年度から障害者当事者も委員として、審議 に参加していることから、障害のある人にとってもより利用しやすい地域交通体系の 検討を進めていきます。



5-1-1 移動費用の助成等

障害のある人が日常生活の中で、気軽に安心して移動できるように、各種交通機関における運賃等の割引や社会参加促進助成券(タクシー・自動車燃料費共通助成券)の交付により、移動支援を推進します。

主な取組	内容	担当課
在宅障害者等社会参加促 進助成券交付事業	重度障害者等の方に対し、タクシー・自動車燃料費共 通助成券を交付します。	障害福祉課
住民バス等利用者の運賃割引	障害のある人が住民バス等を利用する場合、運賃を 割引します。	地域振興課

【取組内容】

5-1-2 移動支援による行動範囲の拡大

外出で移動が困難な視覚障害者等を対象に、行動範囲を広げられるよう、移動のための様々な支援によって当該障害のある人の社会参加の促進に努めます。

主な取組	内容	担当課
行動援護	知的障害や精神障害により、行動上著しい困難がある方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援を行います。	
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に、外出時に同行 して、必要な情報の提供、移動時の援護を行います。	障害福祉課
移動支援	社会参加上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加 のための外出をする際に、移動の支援を行います。	
自動車改造·運転免 許取得費用助成事業	身体障害や知的障害のある人に対し、自動車運転免許の 取得費用や自動車の改造に要する費用を助成します。	
福祉有償運送事業 ※	事業者が提供しようとする福祉有償運送の必要性、安全性、利便性等について協議するため、石巻市福祉有償運送運営会議を開催します。	福祉総務課

取組	実施主体
福祉有償運送サービスの提供	サービス提供事業者

[※] **福祉有償運送事業**:公共交通機関において、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できない場合に NPO、社会福祉法人等が営利と認められない範囲で行う有償の移送サービス。



_

●施策5-2 スポーツ・文化活動の推進







《施策の目的等》

- スポーツ・文化・レクリエーション活動を通した障害のある人と地域とのふれあい、社会参加や生きがいづくりを目的とした施策です。
- 障害のある人が地域で孤立しないよう、身近な交流や学習など、社会参加の 機会づくりに努めます。

【現状と課題】

生涯にわたって学習できる社会は、人生をより豊かにするための基盤となるものです。また、学習の成果を自分自身の向上だけでなく、地域社会の中で活かすことによって、一人ひとりが輝く地域社会の形成が可能となります。更に豊かで活力のある地域社会は、生活にも彩を与え、より充実した人生を支えるものとなります。

スポーツや文化活動等は、競技者や作者として参加することも課題ですが、容易に 観戦したり、鑑賞したりすることができることも重要で、施設のユニバーサルデザインや障害のある人に配慮したイベントの開催は重要な課題です。日本の全人口に占め る障害者の割合が約 7.4%なのに対して、障害者が優先的に使用できるスポーツ施設 の割合は約 0.07%と非常に低く、スポーツ、文化活動において、障害があっても参加 しやすい場と機会の提供が課題となっています。

市では、イベント時における配慮・支援や施設のバリアフリー化を行い、各種活動に参加しやすい環境整備に努めています。また、各種団体や障害者施設等においても、 障害のある人やその家族、ボランティア、地域住民等が気軽に参加できる各種イベントを開催し、障害のある人の心豊かな暮らしと地域交流に寄与しています。

今後も、気軽にスポーツや文化を楽しめる環境づくりに努め、障害のある人の社会 参加を促進し、充実した日常生活に寄与できるよう、関係団体、地域組織等との連携 を図っていく必要があります。



5-2-1 生涯学習機会の充実

障害のある人や子どもたちを対象とした生涯学習機会の充実を図ります。

主な取組	内容	担当課
芸術・文化講座等の生涯学習 活動に対する支援	障害のある人の文化活動等を行う障害者団体等に 補助金を交付します。	障害福祉課
図書館の障害者サービスの充実	視覚障害者の方への「点字いしのまき」や「大文字 いしのまき」を配布します。	
	身体障害者の方へ図書を自宅配達します。	図書館
	障害者用図書(点字・大文字)資料を収集及び保存 しています。	

【取組内容】

5-2-2 多様なスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実

障害のある人が気軽にスポーツ・文化・レクリエーション活動等に参加できるよう、 障害があっても参加できる環境づくりや配慮を推進するなど、すべての市民が一体と なって参加できる多様なスポーツ・文化・レクリエーション活動の充実に努めます。 また、障害特性に応じた情報提供や外出時の支援、ボランティア活動等によるサポートの推進など、多面的な施策の充実を図ります。

主な取組	内容	担当課
スポーツ大会・文化活動等に 対する支援	障害のある人のスポーツ大会・文化活動等を行う障害者団体等に補助金を交付します。	障害福祉課
障害者スポーツ団体等への支援	全国大会等の各種スポーツ競技大会に出場する選手に、出場の栄誉を讃え褒賞金を交付し、スポーツ活動の振興を図ります。	体育振興課



●施策5-3 情報のバリアフリーの推進









《施策の目的等》

- 障害のある人が、意思疎通のための手段について、選択の機会が可能な限り 確保され、必要とする情報を様々な手段で取得・活用できる環境をつくることを目的とする施策です。
- 障害特性に応じた多様な意思疎通支援の充実と情報提供により、障害のある 人の生活支援と社会参加の促進に取り組みます。

【現状と課題】

地域社会で活動したり、日々生活していくためには、情報のやり取りは不可欠であり、情報アクセシビリティ*を向上させていく必要があります。

市では、視覚・聴覚に障害のある人の意思疎通支援の一環として、市窓口に手話通訳者を配置しています。また、庁舎外での情報保障の一環として、手話通訳者や要約筆記者 *派遣などの意思疎通支援を実施しているほか、市ホームページに音声読み上げ機能を付けたり、声の市報として市報記事を音声で録音したCDを提供するなどしています。

今後も、視覚・聴覚障害のみならず、障害特性や必要性に応じた、わかりやすく的確な情報提供に努めていく必要があります。

なお、近年では、情報通信技術の進展が障害のある人の情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話や要約筆記ボランティアの確保と合わせ、情報通信機器の有効活用が求められています。

[※] **要約筆記者**: 聴覚障害のある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く(入力する)スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。「要約筆記者」(都道府県認定、全国統一試験合格者)と、「要約筆記奉仕員」(都道府県が実施する養成課程修了者)がある。



^{*} 情報アクセシビリティ:情報通信機器や情報サービスの利用のしやすさ。

5-3-1 多様な意思疎通支援の充実

聴覚、言語、視覚障害等の意思疎通支援のため、手話通訳者の設置及び手話通訳者・ 要約筆記者の派遣、情報支援用具の給付等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

主な取組	内容	担当課
手話通訳者・要約筆記者 の派遣	聴覚障害者に対し、通院等の社会生活上必要用務の際 に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。	
手話奉仕員の養成	聴覚障害者が地域でコミュニケーションを円滑に行えるよう、手話奉仕員を養成するための講座を実施します。	障害福祉課
手話の普及促進	ワンポイント手話講座等開催により、手話の普及促進 に努めます。	
情報支援用具の給付	日常生活用具給付事業により、点字ディスプレイ等の情報支援用具を給付します。	

【取組内容】

5-3-2 障害特性に応じた情報提供の充実

障害のある人の情報保障として、必要な情報を取得できるよう障害の特性に応じた 配慮を行うとともに、情報アクセシビリティの向上に努めます。

主な取組	内容	担当課
声の市報発行事業	視覚障害者の方に、市報の主な内容を録音した声の市報(CD)を配布します。	
障害福祉ガイドブック (CD 版)の配布	障害福祉サービス等の情報が入った音声版の障害福祉ガイドブックを配布します。	
音声コード添付サービス	視覚障害者の方に、市が発行する市報、通知文書等に 音声コードを添付し、提供します。	障害福祉課
市の行事への手話通訳者等の配置	聴覚障害者等の方が参加しやすいよう、市が主催する 講演会等の行事に手話通訳者・要約筆記者を配置しま す。	
障害に配慮したフロア案 内等	音声案内や点字によるフロア案内など障害に配慮し た情報提供に努めます。	
障害に配慮したホームペ ージの作成	視覚に障害がある人に向けて、ホームページ作成において、音声読み上げ機能、文字の大きさや文字色などに配慮し、利用しやすく、わかりやすい行政情報の提供に努めます。	秘書広報課

取組	実施主体
視覚障害者等へ配慮した広報紙の発行	社会福祉協議会



◆基本目標6 共に安心して暮らせるまちづくりの推進

●施策6-1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進









《施策の目的等》

- 障害のある人もない人も、共に同じように暮らしていけるノーマライゼーション*の理念を具現化することを目的とした重要な施策です。
- 社会的障壁を解消し、地域で暮らす障害のある人の生活環境や利便性の向上 を目的とします。

【現状と課題】

障害のある人が地域で安全に安心して暮らしていくためには、地域生活の基盤となる生活空間において、日常生活や外出、社会参加の妨げになる様々なバリア(社会的障壁)を取り除いていくことが必要です。

公共施設等のバリアフリー化については、東日本大震災後に建設された施設は、バリアフリーに対応しており、駅前周辺の整備やささえあいセンターの建設においては、障害者団体との説明会を開催し、整備状況の説明や意見交換を行い、当事者意見を取り入れた整備を行いました。既存の施設や道路については、バリアフリー化や点字ブロックが整備されていない箇所もあり、それらの改修事業に対する財源確保が課題となっています。

今後も、様々な「暮らしにくい」状況を把握し、早期解消に努め、障害の有無にか かわらず誰もが利用しやすい「ユニバーサルデザイン」の導入を進めていく必要があ ります。

^{**} **ノーマライゼーション**: 障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。



6-1-1 公共施設等のバリアフリー化の推進

公的施設はもとより民間施設においても障害のある人の利用を前提とした建築物の整備に努めるとともに、まちの段差など物理的バリア(障壁)を除去し、バリアフリー化を推進します。

主な取組	内容	担当課
公共施設のバリアフリー化 の推進	施設建設時・大規模改修時において、バリアフリー対応を推進します。 点字ブロックの整備を推進します。	各施設管理者

【取組内容】

6-1-2 住環境改善のための支援・整備

障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、公営住宅のバリアフリー化や住宅改修の必要性について設置主体に対して意識の定着を図るとともに、改修費用の助成や技術的支援など住宅改修に対する支援施策の充実に努めます。

主な取組	内容	担当課
住宅改修費の給付	日常生活用具給付事業により、日常生活の利便性を図るため、住宅改修費の一部を助成します。	障害福祉課
住宅確保の支援	市営住宅の入居を希望する場合に、抽選優遇措置を適 用します。	住宅課



●施策6-2 日常生活における安全安心の確保







《施策の目的等》

- 障害のある人の消費生活や日常生活上の安全を確保し、不安を解消するため の施策です。
- 〇 防犯対策や交通安全対策、消費生活相談支援など、障害特性に配慮した安全 安心対策に取り組みます。

【現状と課題】

地域で安全安心に日常生活を送るためには、障害特性に応じた配慮や対策が必要であり、障害のある人自身や家族はもとより、関係機関や周囲の住民等が連携・協力して障害のある人の安全安心を守っていかなければなりません。

障害者の防犯・交通安全については、障害者の特性に応じて危険性が異なってくる ため、障害者への十分な理解が課題となります。

消費生活における相談支援については、相談件数が年々増加傾向にあり、インターネットの普及や情報端末の進化に伴う相談内容の複雑化・深刻化がみられるため、様々な問題に対応できる相談体制の整備が必要です。引き続き相談員のスキルアップを図るとともに、消費者被害の未然防止と救済に向けて、ラジオや講演会等による啓発事業に取り組んでいきます。

障害者基本法では、障害のある人の性別や年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて必要な施策を講じなければならないとの規定があり、適正な方法による情報提供等、障害のある人の消費生活相談を支援しなければならないとされています。

障害のある人が地域で安全安心に生活することができるよう、障害のある人を犯罪 被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推 進していくことが必要です。



6-2-1 防犯・交通安全対策・消費生活相談支援の推進

防犯・交通安全に対する意識啓発を行い、地域の防犯活動を一層推進するとともに、 防犯・交通安全に関する情報提供に努めます。

また、市民相談センターにおいて、関係機関等との連携を図りながら、違法な契約や商品の苦情などの相談支援、情報提供を行います。

主な取組	内容	担当課
防犯対策	聴覚や発話に障害があり音声による通話が困難な方が FAX やメール等により通報することができる「FAX110番・メール 110番・FAX119番・NET119」の周知に 努めます。	障害福祉課
交通安全対策	交通安全に対する啓発活動に取り組みます。	危機対策課
消費生活相談支 援	訪問販売や電話勧誘トラブルをはじめ、債務や消費者契約 等の相談に、消費生活相談員が対応します。	市民相談
	講演会や出前講座の開催等による啓発活動、情報提供を行います。	センター

【取組内容】

6-2-2 緊急時における安全確保対策の推進

緊急時において、関係機関への通報や相談ができる体制を整備し、迅速な対応により、障害のある人の安全確保に努めるとともに、本人や家族等の不安解消につなげます。

主な取組	内容	担当課
ひとりぐらし老人等緊急通報 装置の貸与	ひとり暮らし高齢者や重度障害者等の突発的な 急病や事故に備えて、緊急通報システムを貸与 し、日常生活上の安全を確保し、精神的な不安を 解消します。	福祉総務課



●施策6-3 災害時の安全安心策の強化







《施策の目的等》

- 災害時における障害のある人の安全を確保するための施策です。
- 関係者との連携・情報共有や市民との協働による支援体制の構築、迅速かつ 的確な情報提供など、障害のある人への安全安心策を確保することを目指し ます。

【現状と課題】

東日本大震災から 10 年が経過し、生活の再建や復興が進みましたが、近年では、 台風や大雨による大規模災害が全国各地で起こっており、そのような自然災害は、い つどこで起こってもおかしくない状況にあり、命を守るための災害の備えは、大変重 要です。

特に、災害発生時において、障害のある人が安全な避難場所へ移動するには多くの困難があります。当事者アンケートでは、災害時に困ることについては、「投薬や治療が受けられない」が44.0%で最も多くなっていますが、「避難所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」(35.8%)、「避難所で必要な支援を受けられるか不安」(28.5%)と避難所についての不安を抱えている人も多くなっています。

市では、東日本大震災以降、各地に開設される指定避難所での生活が困難な障害者等の要援護者が、安全安心な避難生活ができるよう、市内外の福祉法人と協定を行い、福祉避難所の確保を進めています。

今後とも、福祉避難所の体制を整備し、避難生活における安全安心の確保等に努めます。また、災害時における避難支援強化については、引き続き民生委員等地域の支援者の協力を得て、名簿登録の推進による要支援者の把握を図るとともに、自治会の特色に応じた支援体制の構築が必要です。



6-3-1 災害時における避難支援体制の強化

東日本大震災での経験や教訓を踏まえつつ、災害時における迅速かつ的確な情報提供ができる体制の整備を図るとともに、避難行動要支援者名簿への登録促進や地域住民の協力による支援体制づくりを推進します。

また、障害のある人が安全に安心に避難生活を送ることができるよう、障害のある 人へ配慮した避難所の環境整備に努めるとともに、障害特性等に応じて対応できる福 祉避難所の確保を進めます。

主な取組	内容	担当課
指定避難所 **での障害に 配慮した対応	指定避難所で生活に特別な配慮を要する障害者等に対し、その特性に応じて対応できる福祉スペースの確保を進めます。	福祉総務課 保護課
福祉避難所 *の確保	指定避難所の福祉スペースにおける継続的な生活が 困難と思われる障害者等に対し、その特性に応じて 対応できる福祉避難所の確保を進めます。	福祉総務課
避難行動要支援者名簿への登録・活用の促進	災害発生時に支援が必要で登録を希望する人の情報を記載した名簿を共有し、円滑かつ迅速な避難支援につなげるため、地域の実情に応じた支援体制づくりを推進します。	福祉総務課
障害者施設における安全 対策	要配慮者利用施設への避難確保計画の作成を推進します。	危機対策課

[※] **福祉避難所**: 高齢者、障害者、乳幼児、その他の特別な配慮を必要とする者の円滑な利用の確保や相談、助言 その他の支援を受けることができる体制を備えた避難所。



-

^{**} **指定避難所**: 災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった方が一時的に滞在する施設。

■第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

- 1. 国の基本指針の見直しについて
- 2. 令和5年度における成果目標等
- 3. 重点事業
- 4. 障害福祉サービスの見込量の推計と確保の方策
- 5. 障害児サービスの見込量の推計と確保の方策
- 6. 地域生活支援事業の見込量の推計と確保の方策



1. 国の基本指針の見直しについて

市町村・都道府県の障害福祉計画及び障害児福祉計画は、現行の第5期及び第1期計画の計画期間が令和2年度末までであることから、令和3年度を初年度とする第6期及び第2期計画の作成にあたって、国では、社会保障審議会障害者部会で議論を経て、「障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本指針(令和二年厚生労働省告示第二百一三号)」(以下「国の基本指針」といいます。)が告示され、障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係る基本指針が一部改正されました。

これを踏まえ、国の基本指針に即して、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 において、市として取り組むべき事項及び成果目標等を定めます。

基本指針の見直しの主なポイント

【地域における生活の維持及び継続の推進】

入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後も計画的に推進する観点から、精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加する。

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する。

【福祉施設から一般就労への移行等】

「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就 労継続支援の取組も評価していくため、第5期の成果目標を整理・統合する中で、移 行者数の目標値において、就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援 A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加する。

就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加するとともに、定着率の数値目標についても合わせて設定することとする。



このほか、以下の取組を進めることが望ましい。

- ①農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援
- ②大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進
- ③高齢障害者に対する就労継続支援B型等による適切な支援及び高齢障害者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築

【「地域共生社会」の実現に向けた取組】

引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。

【発達障害者等支援の一層の充実】

発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる 医療機関等を確保することが重要である。

【障害児通所支援等の地域支援体制の整備】

児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への 参加や包容(インクルージョン)を推進することが重要である。

障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとすることが必要である旨を記載するとともに、入所児童の 18 歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る。

保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して、以下が追加されている。

- ・障害児通所支援の実施にあたって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討 する必要があること。
- ・ 難聴児支援にあたって、児童発達支援センターや特別支援学校(聴覚障害)等 を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要であるこ と。

特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して、以下が追加されている。



- ・重症心身障害児や医療的ケア児の支援にあたってその人数やニーズを把握する 必要があり、その際、管内の支援体制の現状を把握する必要があること。
- 重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、 家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握及びニーズの多様化 を踏まえ、協議会等の活用による地域における計画的な短期入所の運営が必要 であること。

【相談支援体制の充実・強化等】

相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・ 充実に向けた検討を行うことが必要である。

【障害者の社会参加を支える取組】

障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進する。

読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視 覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第四十九号)を踏ま え、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する必要がある。

【障害福祉サービス等の質の向上】

近年、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、 改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が 真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障害福 祉サービス等の質を向上させるための体制を構築することを成果目標に追加する。

【障害福祉人材の確保】

障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・ 広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要である。



2. 令和5年度における成果目標等

「市町村障害福祉計画」並びに「市町村障害児福祉計画」では、国の基本指針に即して定めるものとされており、国の指針では、次の各事項において成果目標等を設定するよう示されています。本計画においては、本市及び圏域の状況、県の計画等を勘案し、下記のとおり成果目標及び活動指標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設に入所している障害者が、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることを目指し、国の基本的な考え方に基づいた令和5年度末における成果目標を設定します。

■国が示す基本的な考え方

- ○令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 〇令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減することを基本とする。

■石巻市の目標設定

項目	数値	備考
令和元年度末時点の 入所者数(A)	120人	令和元年度末時点入所者数
 【目標値】 令和5年度末の	8人	入所施設からグループホーム等への移行見込者数
地域生活移行者(B)	6.7%	移行割合(B/A)
【目標值】 施設入所者 削減目標数(C)	2人	令和5年度末の削減見込者数 削減割合 1.7% (C/A)

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療(精神科医療・一般医療)、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助けあいが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計



画的に地域の基盤を整備するとともに、市や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要です。

本市では、石巻市女川町自立支援協議会を活用し、精神科医療関係者を交えた協議の場を設置します。また、状況に応じ、社会資源を共有する東松島市を含む石巻圏域においても協議できる環境を整備します。

■石巻市の活動指標

項目	計画値			
項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の 開催回数	1 🗆	1 🛭	1 🗆	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場へ の関係者の参加者数	8人	8人	8人	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場に おける目標設定及び評価の実施回数	1 🗆	1 🗆	1 🗆	
精神障害者の地域移行支援利用者数	1人	1人	1人	
精神障害者の地域定着支援利用者数	1人	1人	1人	
精神障害者の共同生活援助利用者数	67人	71 人	76人	
精神障害者の自立生活援助利用者数	0人	0人	0人	

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等の整備とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、 障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく 提供できる仕組みを構築することを目的に、地域支援のための拠点の整備や、地域の 事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備のことをいいます。

国の基本指針では、令和5年度末までに各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活 支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検 討することを基本としています。

本市では、地域の事業者が機能を分担する面的整備として、令和元年度に基幹相談 支援センターを中心とした緊急時等の相談支援対応においての体制整備を行いました。 今後は、障害のある人の地域での暮らしを支えるため、その機能が充分活用されるよ



う、障害のある人や家族に情報提供を行うとともに、石巻市女川町自立支援協議会において、機能の充実を図るための検討や協議を行い、地域支援体制を推進していきます。

■石巻市の目標設定

項目	目標		
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及 び検討の実施回数	20	20	20

(4) 福祉施設の利用者の一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、国の基本的な考え方に基づいた令和5年度における成果目標を設定します。

■国が示す基本的な考え方

- 〇福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労 に移行する者は、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍以上とすることを 基本とする。
- ・ 就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数は、令和元年度移行実績の 1.3 倍以上とする。
- ・ 就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数は、令和元年度移行実績の 1.26 倍以上とする。
- ・ 就労継続支援 B 型事業利用者の一般就労への移行者数は、令和元年度移行実績の 1.23 倍以上とする。
- ○障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 〇就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着 率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。



■石巻市の目標設定

項目	数値	備考
【基準値】 福祉施設から一般就労への移行者(A)	17人	
就労移行支援事業の利用者数(B)	13人	令和元年度において、福祉施設を 退所し、一般就労した者の数
就労継続支援A型事業の利用者数(C)	2人	返別し、一般就力した自の数
就労継続支援B型事業の利用者数(D)	0人	
	22人	
令和5年度の一般就労移行者数(E)	1.29 倍(E/A)	
就觉我怎去掉事类の利用老物(广)	17人	・
就労移行支援事業の利用者数(F) 	1.3倍(F/B)	令和5年度において、福祉施設を 退所し、一般就労に移行する者の
就必继续主控入刑吏举利田老物(0)	3人	数
就労継続支援A型事業利用者数(G)	1.5倍(G/C)	
就必然结本拉口刑事类利用类数(11)	2人	
就労継続支援B型事業利用者数(H) 		
【目標値】 就労定着支援事業の利用率	7割	令和5年度における就労移行支援 事業等を通じて一般就労に移行す る者のうち、7割を就労定着支援 利用者とする。
【目標値】 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上 の事業所数の割合	7割	令和5年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8 割以上の事業所数の割合を7割とする。



(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の重層的な地域支援体制の構築を目指すため、国の基本的な考え方に基づいた令和5年度における成果目標を設定します。

■国が示す基本的な考え方

- ○重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育 所等訪問支援の充実。
- 〇令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ○令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ○令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課 後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本と する。
- ○令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

■石巻市の目標設定

項目		目標
児童発達支援センターの設置		令和5年度末時点の設置数 1か所
保育所等訪問支援の利用体制		令和5年度末時点の事業所 の数 2か所
主に重症心身障害児を支援する児童 発達支援事業所及び放課後等デイサ	児童発達支援事業所	令和5年度末時点の事業所 の数 1か所
元達又援事業所及び放訴後等ナイザ ービス事業所の確保 	放課後等デイサービス事業所	令和5年度末時点の事業所 の数 2か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		令和3年度に石巻市・女川町 圏域で設置
医療的ケア児等に関するコーディネー	ターの配置見込人数	令和3年度:2名 令和4年度:2名 令和5年度:2名

※児童発達支援センター:施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。



(6) 相談支援体制の充実・強化等

指定特定・指定障害児相談支援事業所は、全国(平成31年4月1日時点)で10,202か所、従事する相談支援専門員の数は22,453人となっており、計画相談支援対象者拡大前の平成24年度と比較すると、事業所数で3.6倍、従事者数が4倍となっています。

基幹相談支援センターは、平成31年4月1日時点で39%の市町村(687市町村・846か所)が設置しています。

計画相談支援の対象者を原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大 したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加し、これらの事業所へのバックアップ を含め、相談支援体制を充実・強化する取組の中核となる基幹相談支援センターの設 置も進んでいます。

一方、1事業所当たりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業 所が多いことから、これら事業所を援助するなど相談支援体制の更なる充実に向けた 取組が求められています。

国の基本指針では、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制を確保することを基本としています。

石巻市においては、平成26年度から石巻市・女川町圏域で基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援及び地域の相談支援体制の構築を図っていますが、更なる相談支援体制の充実・強化を目指します。

■石巻市の活動指標

T	計画値		
項 目 	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な 指導・助言件数	120件	120件	120件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	28 件	28件	28件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	80 🗆	80 🗆	80 🗆



(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。そのため、市の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望まれます。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となります。

石巻市においては、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、「障害福祉サービス等に係る各種研修の活用」「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有」を実施する体制を構築します。

■石巻市の活動指標

	計画値			
項 目 	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の 研修への市職員の参加人数	20人	20人	20人	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果 を分析してその結果を事業所や関係自治体等と共有す る回数	1 🗆	1 🗆	1 🛭	



(8) 発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及び家族等への支援として、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラム **やペアレントトレーニング **等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要です。

石巻市では、石巻市かもめ学園において、ペアレントプログラムを実施するとともに、宮城県と連携、協力しながら、ペアレントメンターの研修及びピアサポート活動への参加を促進し、発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の確保に向け、取り組んでまいります。

■石巻市の活動指標

	計画値		
項 目 L	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の 支援プログラム等の受講者数	7人	7人	7人
ペアレントメンター*の人数	5人	6人	7人
ピアサポート *の活動への参加人数	5人	6人	7人

^{*} ピアサポート:ピア(peer)とは、「仲間、同輩、対等者」。一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る 感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを言い、身体障害者自 立生活運動で始まり、知的障害や精神障害の分野でも実施されている。



-

[※] ペアレントプログラム: 厚生労働省が推進する発達障害者支援策の一つで、子育てに困難を感じる保護者を対象 とした支援プログラム。保護者が子育てがうまくいかないと感じたり、子どもの発達が気になった段階での、最初の ステップとして開発されたプログラム。

^{**} ペアレントトレーニング:ペアレントプログラムと同じく子育てに困難を感じる保護者を対象とした支援プログラム。子どもの特性を理解し、問題行動の減少を目標としたトレーニングであり、専門性が求められる内容となっている。

[※] ペアレントメンター:メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。発達障害の子どもを育てた保護者が、一定の研修を受け、その育児経験を活かし、同じような発達障害のある子を持つ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報提供等の活動を行っている。

3. 重点事業

第4次障害者計画の重点施策を効果的・効率的に推進するため、3年間の計画期間において優先的に取り組むべき事業を重点事業に設定しました。

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

第4次	基本目標1 障害による差	別をなくし、支えあう市民意識の	醸成
障害者計画	施策 1-1 障害を理由とする差別の解消の推進		
重点事業	広報・啓発活動の推進		
概要	障害による差別を解消するため、地域の障害者等の理解を深めるための広報・啓発活動を行います。 第5期障害福祉計画では、理解啓発のための講演会や研修会等を行いましたが、より効果的な理解啓発活動として、障害のある人との交流や体験的なイベントなども行っていきます。		
指標	講座・イベント等開催及び団体等による啓発活動の回数		
-1	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画値	7回	10回	15回

(2) 相談支援体制の確保

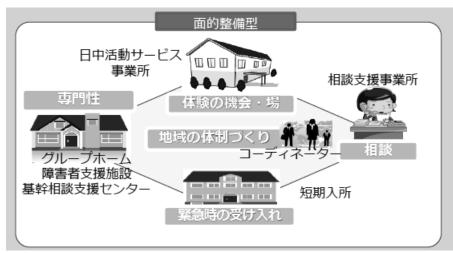
第4次	基本目標2 安心して暮らる	すための支援体制の推進	
障害者計画	施策2-1 相談支援体制の確保		
重点事業	相談機能の充実		
概要	障害のある人やその家族からの様々な相談に対応できるよう、相談対応にあたる 職員等のスキルアップを図るとともに、身近でわかりやすい相談支援体制を構築し ます。		
指標	市職員及び相談支援員(委託相談支援事業所)の研修会の参加延人数		
- 1 1	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画値	60人	60人	60人



(3) 生活支援体制の充実

第4次	基本目標2 安心して暮らる	すための支援体制の推進	
障害者計画	施策2-3 生活支援体制の充実		
重点事業	地域生活支援拠点等の機能の充実		
概要	障害児者の生活を地域全体で支える体制の構築に向けて、現状の課題を把握し、 地域生活支援拠点等の必要な機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機 会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)の強化、充実を図ります。		
指標	グループホームを体験利用した人数(体験の機会・場を提供する機能)		
-1	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画値	6人	8人	10人

地域生活支援拠点面的整備型のイメージ



※厚生労働省HPより

(4)発達・療育支援環境の充実

第4次	基本目標3 児童の発達支	援や療育体制の推進	
障害者計画	施策3-1 発達・療育環境の充実		
重点事業	障害児への切れ目のない支援体制の構築		
概要	ライフステージに応じた支援体制整備に向け、切れ目のない障害児支援の拠点と なる施設(児童発達支援センター)の設置を目指します。		
指標	児童発達支援センターの設置		
- 1 1	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画値	検討(役割・機能)	検討(事業内容)	設置



(5) 多様な就労への支援

第4次	基本目標4 自分に合った働き方のできる環境づくり				
障害者計画	施策4-1 多様な就労への支援				
重点事業	障害者施設等からの物品購入等の推進				
概要	福祉的就労における工賃向上のため、就労支援施設の受注拡大を支援し、働く障害者の自立と社会参加促進を図ります。				
指標	就労支援施設等製品販売会の開催日数				
-1 -= / +	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度		
計画値	50日	55日	60日		

(6) 一般就労の推進

第4次				
障害者計画				
重点事業	雇用・就労の促進			
概要	ハローワークや石巻地域就業・生活支援センターと連携し、一般就労を支援します。			
指標	管内企業の障害者雇用率 [※] 令和元年 2.08% 令和2年 2.12% (法定雇用率 2.3% ※令和2年までは2.2%)			
=1.=z./±	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
計画値	2. 20%	2. 25%	2. 30%	

(7) 移動支援の充実

第4次	基本目標5 社会・文化等の活動に参加できる環境づくり				
障害者計画	施策5-1 移動支援の充実				
重点事業	移動支援系(行動援護・同行援護・移動支援)サービスの充実				
概要	移動が困難な対象者の社会参加促進のため、適切に対応できるよう、体制を整備します。				
指標	サービスの利用者数				
-11-	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度		
計画値	176人	188人	200人		

^{**} **障害者雇用率**: 障害者雇用促進法に基づき、一定割合の障害のある人を雇用するように義務づけられている割合で、雇用義務のある障害者は、身体障害者又は知的障害者であるが、平成30年4月から新たに精神障害者を追加。



115

4. 障害福祉サービスの見込量の推計と確保の方策

障害福祉サービスの見込量推計にあたっては、本市の人口動態と「障害福祉に関するアンケート調査」結果のサービス別ニーズを参考に、サービスごとに見込量を算出しています。また、ニーズを踏まえた見込量に、以下に記載している【見込量の考え方】を勘案して、最終的な見込量の設定を行っています。

今後、人口減少、高齢化が進展していくことで、障害福祉分野において益々深刻な人材不足が予想されます。引き続き人材の確保を進めていくために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に取り組んでいきます。

(1)訪問系サービス

【サービス内容】

事業内容
ヘルパーの派遣により、自宅で入浴、排泄、食事の介護等を
行います。
重度の障害があり常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、
排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に
行います。
知的障害又は精神障害により行動が困難で常に介護が必要
な人に、行動するときの危険を回避するために必要な支援、
外出支援を行います。
視覚障害により移動に著しい困難がある人に対し、外出す
る際に必要な移動援助や視覚的情報の提供支援を行いま
す 。
常時介護が必要な障害者であって介護の必要性が非常に高
い人に、居宅介護等複数の障害福祉サービスを包括的に行
います。

【見込量の考え方】

〇現に利用している者の数、これまでの利用実績、障害者等のニーズ、施設入所者の 地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サ ービスの利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用 者数及び量の見込を設定しています。



【計画期間の見込量】

		単位	見込	推計		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	実利用者数	人	216	218	218	218
冶七八碳	利用量	時間/月	4,147	4,194	4,194	4,194
重度訪問介護	実利用者数	人	1	2	2	2
里皮切凹八碳	利用量	時間/月	352	704	704	704
行動援護	実利用者数	人	13	14	17	21
IJ 到I及吱	利用量	時間/月	85	91	110	136
同行援護	実利用者数	人	3	4	6	7
UTJ I友谚	利用量	時間/月	18	24	36	42
重度障害者等	実利用者数	人	0	0	0	0
包括支援	利用量	時間/月	0	0	0	0

- ○安定したサービス提供ができるよう、サービス提供事業者の確保が必要です。
- ○訪問系サービスは、自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスであり、障害者のニーズに応じたサービスの提供を図ります。
- 〇障害者の自己決定権を尊重し、障害者の程度や状態に応じたサービスが提供される よう、関係機関や事業者との連携を図ります。



(2)日中活動系サービス

【サービス内容】

事業項目	事業内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、施設で入浴、排泄、 食事の介護等を行うとともに、創作的活動などの機会を提 供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活を営むために必要な身体機能や生活能力 の維持、向上のための訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要 な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型(雇用型)、 B型(非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとと もに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方に、就 労に伴う環境変化による生活面での課題に対応できるよう 企業や自宅への訪問などにより必要な連絡調整や指導・助 言等の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設へ入所 し、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
療養介護	病院での長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を 必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、 介護及び日常生活の世話を行います。

【見込量の考え方】

- 〇現に利用している者の数、これまでの利用実績、障害者等のニーズ、施設入所者の 地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護 の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及 び量の見込を設定しています。
- 〇就労移行支援については、現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込を設定しています。
- 〇就労定着支援については、現に利用している者の数、障害者等のニーズ、福祉施設 の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込を設定しています。



【計画期間の見込量】

		単位	見込		推計	
		早世	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実利用者数	人	414	416	418	420
生活介護	利用量	人日/月	7,505	7,543	7,579	7,615
	事業所数	事業所	20	20	20	20
	実利用者数	人	0	2	2	2
自立訓練 (機能訓練)	利用量	人日/月	0	18	18	18
	事業所数	事業所	0	1	1	1
	実利用者数	人	16	16	16	16
自立訓練 (生活訓練)	利用量	人日/月	218	218	218	218
	事業所数	事業所	4	5	5	5
	実利用者数	人	27	28	28	28
就労移行支援	利用量	人日/月	420	436	436	436
	事業所数	事業所	3	5	5	5
就労継続支援	実利用者数	人	30	31	32	33
A型(雇用	利用量	人日/月	626	647	668	688
型)	事業所数	事業所	2	2	3	3
就労継続支援	実利用者数	人	364	374	384	395
B型(非雇用	利用量	人日/月	6,770	6,961	7,174	7,352
型)	事業所数	事業所	22	22	23	23
+1,7,7,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,4,	実利用者数	人	3	5	7	10
就労定着支援	事業所数	事業所	1	1	1	2
	実利用者数	人	97	100	100	100
短期入所	利用量	人日/月	794	819	819	819
	事業所数	事業所	11	11	11	11
	実利用者数	人	31	31	31	31
療養介護	事業所数	事業所	0	0	0	0

※事業所数は、石巻圏域(石巻市、東松島市、女川町)の数値です。

- 〇日中活動を支援するニーズの把握に努めるとともに、そのニーズに対応できるよう、 安定したサービス提供の体制の整備に努めます。
- 〇就労移行支援は、就労移行支援事業所の確保に努めるとともに、ハローワーク等の 関係機関と連携しながら、障害者雇用を促進するための情報提供に努め、就労支援 体制の整備を図ります。



(3) 居住系サービス

【サービス内容】

事業項目	事業内容
自立生活援助	施設を利用していた障害者でひとり暮らしを希望する方
	に、定期的に自宅を訪問し、日常生活の課題や健康状態など
	について確認を行い、必要な助言などの支援を行います。
共同生活援助	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排
(グループホーム)	泄、食事の介護等日常生活の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に対し、夜間や休日の入浴、排泄、食
	事の介護等日常生活の支援を行います。

【見込量の考え方】

- 〇自立生活援助は、これまで利用実績はありませんが、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込を設定しています。
- 〇共同生活援助については、現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、ひとり暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込を設定しています。
- ○施設入所支援については、令和元年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入 所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な 者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込 を設定しています。

【計画期間の見込量】

		単位	見込	推計		
		半世	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実利用者数	人	0	1	1	1
日立王冶抜助	事業所数	事業所	0	0	0	0
共同生活援助	実利用者数	人	210	215	220	225
六四王石坂功	住居数	戸	48	49	49	49
施設入所支援	実利用者数	人	120	120	119	118
地政人別又按	施設数	施設	2	2	2	2

※事業所数、住居数、施設数は、石巻圏域(石巻市、東松島市、女川町)の数値です。

- 〇共同生活援助(グループホーム)は、施設入所や入院から地域生活への移行を進めるための重要なサービスであり、今後も地域の理解を深めながら、事業者によるグループホームの整備を促進します。
- 〇地域移行後の支援体制について、適切なサービスが受けられる体制の充実に努める とともに、家族支援の充実や地域の理解促進を図ります。



(4) 相談支援

【サービス内容】

事業項目	事業内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障害者等を対象に、支給決定を
	行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後
	において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し
	を行います。
地域移行支援	障害者施設などに入所している人や精神科病院に入院して
	いる人に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関
	する相談やその他の支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害のある人に対し、常時の
	連絡体制を確保し、緊急事態等に対する相談や緊急訪問等の
	必要な支援を行います。

【見込量の考え方】

〇相談支援は、現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者の うち地域生活への移行後に相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用 者数の見込を設定しています。

【計画期間の見込量】

		244 <i> </i> -L-	見込	推計		
		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数	人	276	317	317	317
可凹竹砂叉波	事業所数	事業所	10	10	10	10
地域移行支援	実利用者数	人	0	2	2	2
地域物门义版	事業所数	事業所	2	2	2	2
地域定着支援	実利用者数	人	0	2	2	2
地以此自义族	事業所数	事業所	2	2	2	2

※事業所数は、石巻圏域(石巻市、東松島市、女川町)の数値です。

- 〇障害のある人の課題の解決やサービスの提供のため、適切なサービス等利用計画の 作成やモニタリング(一定期間ごとに計画内容の見直し)に取り組みます。
- 〇サービスの調整等が円滑かつ継続的に提供されるよう、相談支援体制の充実に努めます。
- 〇石巻市女川町自立支援協議会を活用し、相談支援事業所間の連携、相談員の育成及 び資質の向上に努めます。



5. 障害児サービスの見込量の推計と確保の方策

【サービス内容】

事業項目	事業内容
児童発達支援	障害のある児童や発達に不安のある児童の未就学児を対象
	に、日常生活における基本的な動作の指導や知識などを習得
	し、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇
	中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供す
	ることにより、自立の促進と放課後の活動の場を提供しま
	す 。
保育所等訪問支援	保育所や集団生活を営む施設に通う障害児や発達が気にな
	る児童を対象に、集団生活の適応のための専門的な支援を必
	要とする場合に、安定した利用ができるように当該施設を訪
	問し支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害などで通所での支援の利用が困難な児童に対し
	て、居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害児を対象に、支給決定を行う
	際に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間後に
	おいて、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを
	行います。

【見込量の考え方】

〇障害児福祉サービスは、児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等の ニーズ、平均的な1人当たり利用量、これまでの実績等を勘案して、利用児童数及び 量の見込を設定しています。

【計画期間の見込量】

		単位	見込		推計		
		半四	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	実利用者数	人	60	62	64	66	
児童発達支援	利用量	人日/月	636	657	678	699	
	事業所数	事業所	7	7	8	8	
	実利用者数	人	206	210	214	218	
放課後等デイサー ビス	利用量	人日/月	2,532	2,581	2,631	2,680	
	事業所数	事業所	17	18	19	19	
保育所等訪問支援	実利用者数	人	1	2	5	5	
	利用量	人日/月	2	4	10	10	
	事業所数	事業所	2	2	2	2	



		単位	見込		推計	
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発	実利用者数	人	0	0	0	0
達支援	事業所数	事業所	0	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数	人	48	54	60	66
	事業所数	事業所	10	11	11	11

※事業所数は、石巻圏域(石巻市、東松島市、女川町)の数値です。

- 〇障害のある児童が身近な地域で支援が受けられるよう、児童発達支援など障害児通 所支援について事業所へのサービス充実に向けた働きかけ等を行っていきます。
- 〇障害児支援サービスの利用実態やニーズの把握を行い、発達に応じた適切なサービスが提供できるよう、福祉、教育等関係機関との連携を図っていきます。



6. 地域生活支援事業の見込量の推計と確保の方策

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障害のある人が自立した日常生活 又は社会生活を営むことができるよう、市町村ごとに地域の実情やニーズに応じて実施 する事業です。

これまでの実績状況を踏まえて、令和3年度から令和5年度までの3か年における各事業の見込量を定めて、事業の効果的かつ効率的な運用に努めます。

(1) 必須事業

①理解促進研修 • 啓発事業

地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修会、イベントの開催、啓発活動など行います。

【計画期間の見込量】

	単位	見込		推計	
	半匹	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修•啓発事業	講座・広報等 の実施回数	3	5	5	5

【確保の方策】

〇より多くの人に障害に関する理解が広まるよう、継続して研修会等を開催すると ともに、体験型イベントの開催や様々な機会をとらえて、啓発活動に取り組んで いきます。

②自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。

【計画期間の見込量】

	単位	見込		推計	
	半世	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	補助金交付 件数	5	5	6	7



【確保の方策】

○障害のある人やその家族がお互いの悩みを共有したり、交流活動等を行うピアサポートや社会活動支援等の自発的活動を行う団体等への補助事業を継続して行います。

③相談支援事業

【サービス内容】

事業項目	事業内容
障害者相談支援事業	相談支援事業所において、障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。
基幹相談支援センター等 機能強化事業	基幹相談支援センター等に専門的な職員を配置し、地域に おける相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報 収集・提供、人材育成支援、地域移行に向けた取組等を行い ます。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証 人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者や精神 障害者に対し、入居に必要な調整等を行います。

【計画期間の見込量】

	単位	見込		推計			
	半世	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
障害者相談支援事業	実施か所	4	4	4	4		
	相談件数	13,000	13,000	13,000	13,000		
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有		
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有		

- ○多様な相談に対応するための相談員の質の向上、関係機関との連携強化を図ります。
- ○地域移行、地域定着を推進するため、相談支援体制の充実を図ります。



40成年後見制度利用支援事業

知的障害者や精神障害者で判断能力が不十分な人について、財産管理や障害福祉 サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利 用促進を図ります。

【計画期間の見込量】

	単位	見込	推計		
	単₩	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	市長申立 件数	3	3	5	5

【確保の方策】

〇制度の周知や後見人等支援、関係機関との情報共有等のため、関係機関とのネットワークの整備を進めます。

⑤意思疎通支援事業

【サービス内容】

事業項目	事業内容				
手話通訳者設置事業	聴覚障害者等との意思疎通を円滑にするため、社会福祉事 務所に手話通訳者を設置します。				
手話通訳者·要約筆記者派 遣事業	聴覚障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な用務の際に、 手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。				

【計画期間の見込量】

20, -, , , , , , , , , , , , , , , , , ,							
	出位	見込		推計			
	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
手話通訳者設置事業	設置人数	1	1	1	1		
手話通訳者·要約筆記者 派遣事業	派遣件数	120	120	120	120		

- 〇障害福祉課に手話通訳者を設置し、窓口での相談や手続きがスムーズに行えるよう支援します。
- 〇地域における手話通訳者の育成のため、手話奉仕員に対し、手話通訳者養成講座 の受講を働きかけます。



⑥日常生活用具給付等事業

重度の障害のある人などに対し、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具 *の給付や住宅改修の助成を行います。

【計画期間の見込量】

	単位	見込		推計	
	半世	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	利用件数	20	22	22	22
自立生活支援用具	利用件数	20	20	20	20
在宅療養等支援用具	利用件数	41	40	40	40
情報•意思疎通支援用具	利用件数	75	75	75	75
排泄管理支援用具	利用件数	3,850	3,900	3,950	4,000
住宅改修	利用件数	10	10	10	10
合計	利用件数	4,016	4,067	4,117	4,167

【確保の方策】

〇用具の情報収集を行うとともに、利用者に対し情報提供や相談支援を充実させ、 障害特性に応じた適切な日常生活用具の給付を行います。

- ①介護・訓練支援用具
 - :特殊寝台や特殊マットなどの障害のある人の身体介護を支援する用具
- ②自立生活支援用具
 - :入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの障害のある人の入浴、食事、移動などの自立生活を 支援する用具
- ③在宅療養等支援用具
 - :電気式たん吸引器や盲人用体温計などの障害のある人の在宅療養などを支援する用具
- ④情報•意思疎通支援用具
 - : 点字器や人工喉頭などの障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具
- ⑤排泄管理支援用具
 - :ストーマ用装具などの障害のある人の排泄管理を支援する衛生用品
- ⑥居宅生活動作補助用具
 - :障害のある人の居宅生活動作などを円滑にするための住宅改修など



^{**} **日常生活用具**:障害のある人等の日常生活上の困難を改善・自立を支援し、社会参加を促進すると認められるものとして6種類に分類

⑦手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等が地域でコミュニケーションを円滑に行えるよう、理解啓発などの 支援者として期待される日常生活程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成 研修を行います。

【計画期間の見込量】

	単位 -	見込		推計	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	講座受講者数	0	30	30	30
	延登録者数	92	92	122	122

【確保の方策】

○聴覚障害者等が地域で安心して暮らせるよう、手話奉仕員養成講座及びフォロー アップ研修を実施し、手話技術の向上及び奉仕員の拡充を目指します。

8移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者又は障害児について、社会生活上必要不可欠な外出 及び余暇活動などの社会参加のための外出支援を行います。

【計画期間の見込量】

	単位	見込		推計	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実施か所	15	16	16	16
	利用人数	153	159	165	172
	利用時間	6,020	6,260	6,510	6,770

【確保の方策】

〇障害者の社会参加促進のため、利用ニーズに対応し、適切な支援ができるよう、 サービス提供体制の整備に努めます。



⑨地域活動支援センター事業

地域で生活する障害者の日中活動の場として、利用者の状況に応じて、創作的活動や生産活動、社会との交流の機会を提供します。

【計画期間の見込量】

	単位	見込	推計		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	実施か所	6	6	6	6
	利用人数	41	41	41	41

【確保の方策】

〇就労支援等のサービスの利用が困難な利用者や精神障害者が地域で生活していく 上で安心して日中を過ごす場としてなど、多様な役割を担っており、引き続き、 事業者と連携し、サービスの提供体制を確保していくとともに、利用者の障害特 性に応じた対応など適切なサービス提供を図ります。

(2) 任意事業

【サービス内容】

りっし人内台	
事業項目	事業内容
訪問入浴サービス事業	自宅の浴槽での入浴が困難な重度の身体障害者を対象に、
	訪問入浴車により自宅を訪問し、入浴介護サービスを提供
	します。
日中一時支援事業	障害者等の家族に対する就労支援及び介護負担の軽減を図
	るため、日中、障害者等に対し、施設で活動の場を提供する
	とともに、日常的な訓練等を行います。
社会参加促進事業	障害者等のスポーツ・レクリエーション、文化活動等を行う
	障害者団体等に対し、活動に対する補助を行います。
声の市報発行事業	文字による情報入手が困難な重度の視覚障害者に対し、音
	声による声の市報を配布します。
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知を図りま
	す。
障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適
	切な支援を図るため、体制を整備します。(市虐待防止セン
	ターで実施)
自動車改造・	就労等のための自動車運転免許の取得や自動車改造に要す
運転免許取得費用助成事業	る経費を助成します。



【計画期間の見込量】

	単位	見込	推計		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	利用人数	27	29	31	33
	利用回数	2,135	2,412	2,725	3,079
日中一時支援事業	利用人数	175	182	189	196
	利用回数	7,674	7,980	8,299	8,630
社会参加促進事業	補助金交付 件数	3	5	5	5
声の市報発行事業	配布実人員	25	25	25	25
成年後見制度普及啓発事業	パンフレット 配布数	500	500	500	500
	講座実施回数	1	1	2	2
自動車改造•運転免許取 得費用助成事業	助成金交付 件数	12	12	12	12

【確保の方策】

〇サービス内容の周知を図り、必要なサービスの利用を促進します。



巻末資料



1 計画策定の経過

開催日	審議内容等
令和元年10月18日	■令和元年度第1回石巻市障害福祉推進委員会 (1) 石巻市第3次障害者計画の進捗状況について (2) 石巻市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗状
令和元年11月29日	況について ■令和元年度第2回石巻市障害福祉推進委員会 (1) 石巻市第4次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害 児福祉計画策定スケジュールについて (2) 障害者計画等策定に係るアンケート調査について
令和2年1月~ 2月	○障害福祉に関するアンケート調査実施
令和2年9月25日	●令和2年度第1回石巻市障害者計画策定等検討部会 (1) 石巻市第3次障害者計画事業実施状況について (2) 石巻市第4次障害者計画等策定方針(案)及び骨子案について (3) 石巻市第4次障害者計画等スケジュールについて
令和2年9月30日	■令和2年度第1回石巻市障害福祉推進委員会 (1) 石巻市第3次障害者計画の進捗状況について (2) 石巻市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗状況について (3) 障害福祉に関するアンケート調査結果報告について (4) 石巻市第4次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定方針及び骨子案について (5) 今後の日程について
令和2年11月24日	●令和2年度第2回石巻市障害者計画策定等検討部会 石巻市第4次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害 児福祉計画(素案)について
令和2年12月1日	■令和2年度第2回石巻市障害福祉推進委員会 石巻市第4次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害 児福祉計画(素案)について
令和3年1月14日	■令和2年度第3回石巻市障害福祉推進委員会 (1) 石巻市第4次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害 児福祉計画(案)について (2) 「障害」の表記について
令和3年2月15日 ~3月1日	○パブリックコメントの実施
令和3年3月22日	■令和2年度第4回石巻市障害福祉推進委員会 石巻市第4次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害 児福祉計画の最終確認について



2 石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる 福祉のまちづくり条例(抜粋)

平成 29 年 9 月 28 日条例第 36 号

(目的)

第1条 この条例は、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害を理由とする差別を解消する ための取組に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、必要な障 害者施策を総合的かつ計画的に進め、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合い、障害の有無によ って分け隔てられることなく、共に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

(基本理念)

- 第3条 障害を理由とする差別をなくす取組は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。
 - (1) 障害のある人もない人も、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳(以下「個人の尊厳」という。)が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
 - (2) 全ての障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
 - (3) 全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活をするかの選択の機会が確保され、地域社会に おいて他の人々と共生することを妨げられないこと。
 - (4) 障害を理由とする差別の多くが、障害に対する偏見又は障害への理解不足から生じていること を踏まえ、全ての事業者及び市民が障害に対する理解を深める必要があること。
 - (5) 全ての人が、障害を持つ可能性があることを踏まえる必要があること。

(障害者への差別等の禁止)

- 第7条 何人も、障害者への差別、虐待その他の個人の尊厳を損なう行為をしてはならない。
- 2 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の 意思の表明(以下「意思の表明」という。)があった場合において、その実施に伴う負担が過重でない ときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態 に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。
- 3 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、 年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。



(障害者施策の基本目標)

- 第8条 市は、障害者施策の実施に当たっては、次に掲げる基本目標を達成するよう努めなければならない。
 - (1) 共に支え合う市民意識の醸成
 - (2) 暮らしやすい福祉的支援体制の構築
 - (3) 社会、経済、文化等の活動に参加できる環境づくり
 - (4) 地域社会で共生できる環境づくり
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、障害の有無にかかわらず共に安心して暮らせるまちづくり

(障害者計画等の策定)

第9条 市は、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画(以下これらを「計画」という。)を策定する。

(障害福祉推進委員会の設置)

- 第10条 市は、計画を策定し、推進するため、障害者基本法第36条第4項に規定する審議会及び差別解消法第17条第1項に規定する協議会として、石巻市障害福祉推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。
- 2 推進委員会は、委員20人以内で組織する。
- 3 委員の任期は2年とし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(障害者施策の計画決定過程への参画)

第11条 市は、障害者施策の計画決定過程において、障害者からの意見を聴く機会を設けるものとする。

(共に生きる意識の醸成に向けた啓発活動等)

第12条 市は、市民が障害及び障害者への理解を深めることができるよう啓発活動を行うとともに、 事業者や市民による自発的な研修その他の活動を支援し、地域社会において障害のある人もない人も 共に生きる意識の醸成に努めるものとする。

(手話言語、点字、音声等による情報及び意思の疎通のための支援)

第13条 市は、情報及び意思の疎通への配慮が必要な障害者に対する取組として、手話言語、点字、 音声その他の手段による情報及び意思の疎通のための支援(以下「情報及び意思疎通支援」という。) の推進に努めるものとする。

(障害者の社会活動等への参加の機会の拡大と環境整備)

- 第14条 市は、障害者が地域社会で生活する上での制約や障害の特性を理解し、関係機関との連携により、障害者の社会活動やスポーツ・文化活動への参加の機会が拡大されるよう努めるものとする。
- 2 市は、障害者が社会参加する上で必要となる移動の手段、物理的環境の整備等に努めるものとする。



(障害者雇用の促進と就労定着への取組)

- 第15条 行政機関等及び事業者は、障害者の能力を正当に評価し、適当な雇用の機会を確保し、適正 な雇用管理を行い、雇用の安定を図るよう努めるものとする。
- 2 市は、関係機関と連携し、障害者雇用を促進し、障害者の就労を定着させるための取組に努めるものとする。

(安心して暮らすための福祉的支援)

- 第16条 市は、後見的支援を要する障害者が、地域社会の中で安心して日常生活及び社会生活を営む ことができるようにするため、成年後見制度の利用の促進に努めるものとする。
- 2 市は、障害福祉サービスの提供及び地域生活支援事業を通じて、障害者の自立した生活のための支援に努めるものとする。
- 3 市は、前2項の規定によるほか、障害者の日常生活及び社会生活の安定に資する適切な福祉的支援 に努めるものとする。

(障害者からの相談等への対応)

- 第17条 障害者、その家族、後見人その他の関係者又は事業者(以下これらを「相談者」という。)は、市に対し、障害を理由とする差別に関する相談を行うことができる。
- 2 市は、前項の相談を受けたときは、必要に応じ、次に掲げる対応を行う。
 - (1) 相談事案に対する助言、情報提供その他障害を理由とする差別の解消のために必要な支援
 - (2) 相談事案の当事者その他の関係者に対する事実の確認及び関係者間の調整
 - (3) 次項の規定による助言又はあっせんの求めを行うために必要な支援
- 3 相談者は、前項第1号及び第2号の規定による市の対応によってもなお相談事案の解決が図られないときは、推進委員会に対し、当該事案の解決のために必要な助言又はあっせんを求めることができる(相談者が、当該事案に係る障害者以外の者である場合であって、当該助言又はあっせんを行うことが当該障害者の意思に反していることが明らかである場合を除く。)。

(助言又はあっせん)

第18条 推進委員会は、前条第3項に規定する求めがあった事案について、当該事案の解決のために 必要な助言又はあっせんをすることができる。

(細生)

- 第19条 推進委員会は、市長に対し、次のいずれかに該当する者に対して必要な措置を講ずべきこと を勧告するよう求めることができる。
 - (1) 推進委員会が、前条第1項の規定による助言又はあっせんを行った場合において、正当な理由なくその助言又はあっせん案を受諾しなかった者
 - (2) 推進委員会が、前条第2項の規定による求めを行った場合において、正当な理由なく当該求めに応じず、又は虚偽の説明若しくは資料提出をした者
- 2 市長は、推進委員会から前項の規定による求めがあった場合において、必要と認めるときは、当該 求めに係る者に対し、当該事案の解決のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。



3 障害福祉推進委員会委員名簿

平成30年4月1日現在 ◎:委員長 ○:副委員長

番号	氏 名	推薦機関・団体名	摘要
1	芳賀 信幸	石巻専修大学	0
2	鈴木 徳和	社会福祉法人 石巻祥心会	
3	小野寺 一恵	医療法人社団 健育会	
4	大野 浩孝	社会福祉法人 夢みの里	
5	遠藤 正之	社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会	
6	須田 幸子	宮城県立石巻支援学校	
7	片岡 明恵	石巻市教育委員会	
8	秋山 喜弘	石巻市身体障害者福祉協会	
9	及川 ちえ子	石巻市手をつなぐ親の会	
10	笠神 勝男	石巻市さくら福祉会	
11	髙橋 博美	石巻重症心身障害児(者)を守る会	
12	佐藤 清壽	石巻市医師会	
13	林 久善	石巻市民生委員・児童委員協議会	0
14	若山 崇	(公募委員)	
15	門脇 利勝	(公募委員)	
16	髙橋 喜代美	石巻商工会議所	
17	及川 康博	石巻公共職業安定所	
18	齋藤 成樹	宮城県東部保健福祉事務所	
19	久野 敏美	石巻市健康部	

※任期:平成30年4月1日~令和2年3月31日



番号	氏 名	推薦機関・団体名	摘要
1	横江 信一	石巻専修大学	0
2	齋藤 裕子	社会福祉法人 石巻祥心会	
3	小野寺 一恵	医療法人社団 健育会	
4	大野 浩孝	社会福祉法人 夢みの里	
5	門間 ひとみ	社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会	
6	須田 幸子	宮城県立石巻支援学校	
7	片岡 明恵	石巻市教育委員会	
8	秋山 喜弘	石巻市身体障害者福祉協会	
9	及川 ちえ子	石巻市手をつなぐ親の会	
10	笠神 勝男	石巻市さくら福祉会	
11	髙橋 博美	石巻重症心身障害児(者)を守る会	
12	佐藤 清壽	石巻市医師会	
13	林 久善	石巻市民生委員・児童委員協議会	0
14	若山 崇	(公募委員)	
15	箕田 朗子	(公募委員)	
16	髙橋 喜代美	石巻商工会議所	
17	村田勤	石巻公共職業安定所	
18	須藤 敏一	宮城県東部保健福祉事務所	
19	久野 敏美	石巻市健康部	

※任期:令和2年4月1日~令和4年3月31日



石巻市第4次障害者計画 第6期障害福祉計画 · 第2期障害児福祉計画

発 行 者:石巻市

編集:福祉部障害福祉課

発行年月:令和3年3月

〒986-8501 石巻市穀町14番1号

電話: 0225-95-1111 FAX: 0225-22-6610 E メール: ishandwelf@city. ishinomaki. lg. jp 市ホームページ: https://www.city. ishinomaki. lg. jp/



